

第3期
伊佐市地域福祉計画（素案）



令和5年 月

伊 佐 市

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1	計画策定の背景と趣旨	1
第2	計画の位置づけ	3
第3	計画期間	5
第4	SDGsとの関連	6
第2章	地域をとりまく現状と課題	7
第1	国の動向	7
第2	本市の現状	8
第3	アンケート調査の概要	17
第4	アンケート調査結果（抜粋）	18
第5	アンケート調査結果にみる現状・課題	23
第3章	計画の基本的な考え方	26
第1	基本理念	26
第2	基本目標	27
第3	計画の体系	28
第4	地域福祉計画の圏域の考え方	30
第4章	施策の展開	31
	基本目標1 地域を「知り」「学ぶ」機会の充実	31
	基本目標2 お互いが見守り、支え合い、つながる地域づくり	33
	基本目標3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり	38
第5章	計画の推進	42
第1	各主体の役割	42
第2	計画の推進及び進行管理	43

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

第1 第3期伊佐市地域福祉計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・44
第2 伊佐市地域福祉計画推進委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・45
第3 伊佐市地域福祉計画推進委員会名簿・・・・・・・・・・・・・・47
第4 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48

『障がい』の表記について

- ・従来用いられてきた「障害」の「害」という漢字の否定的なイメージや、障がいのある人やその家族の中には差別感や不快感を持つ人がいます。
- ・伊佐市では、障がい者の人権を尊重するという観点やノーマライゼーション社会の実現に向けた市民の意識醸成にもつながることを期待して、「障害」のひらがな表記に理解を求めています。法令や制度、団体・施設等の固有名称等で用いられているものを除き、市が作成する公文書、啓発資料等において、従来「障害者」「障害」と表記していたものについて「障がい者」「障がい」と表記しています。
- ・これらを踏まえ、本計画でも従来「障害者」「障害」と表記していたものについて、すべて「障がい者」「障がい」と表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

第1 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の背景

少子高齢化・人口減少が急速に進行していく中で、ライフスタイルの多様化、災害や感染症リスクの高まりなどで、地域社会における人と人とのつながりは希薄化し、地域で支え合う関係づくりが難しくなっている状況です。このような社会の変化を背景に生活困窮やひきこもり*による困窮の連鎖や社会的孤立をはじめ、8050問題*、ダブルケア*、ヤングケアラー*など個人や世帯が抱える問題は複雑化・複合化し制度の狭間にある課題が出てきています。

このような中、国においては、「地域共生社会*」の実現を推進しています。

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

2 計画策定の趣旨

「地域共生社会」の実現のためには福祉の領域だけではなく、産業、防犯・防災、環境、教育等を含め、人・分野・世代を超えて相互に支える、支えられるという関係ができることが不可欠です。

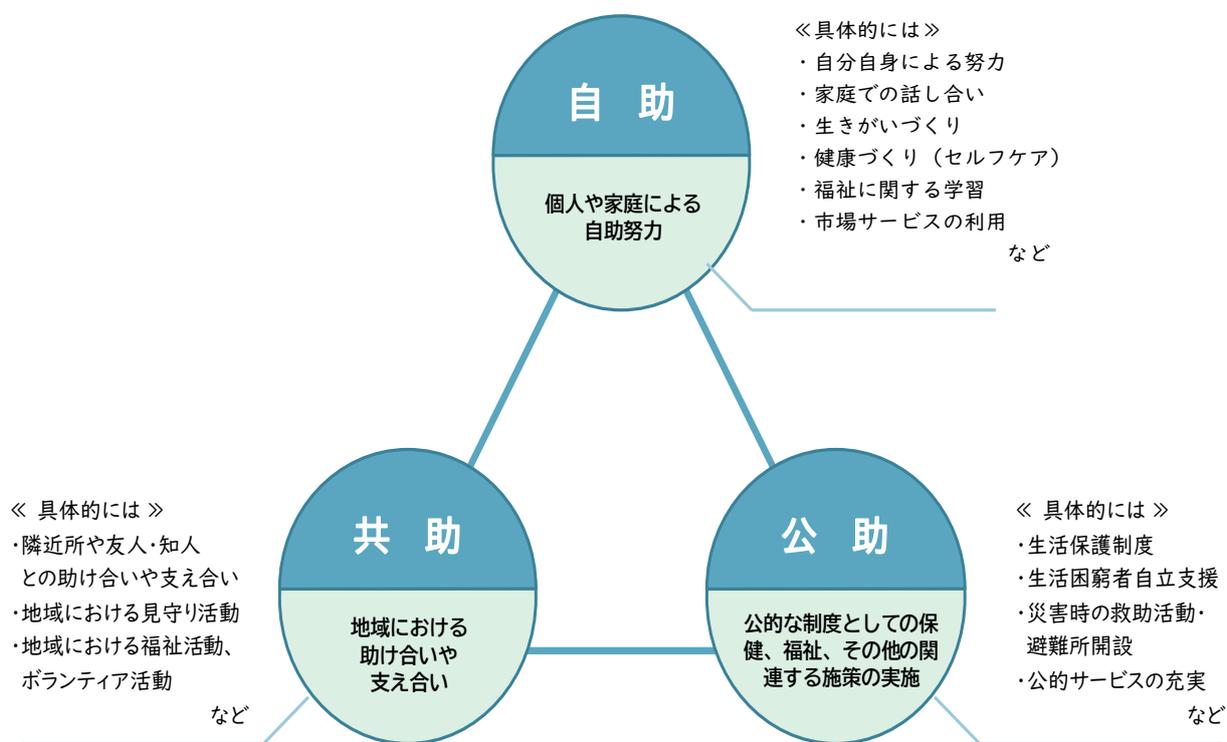
本市では、地域福祉の推進を総合的かつ計画的に進めていく基本的な指針として平成24年3月に「伊佐市地域福祉計画」を策定し、取り組みを行ってきました。

上記の社会経済情勢の変化を踏まえ、様々な生活・福祉課題の解決に向けて、「自助」、「共助」、「公助」の連携を基本とし、「地域共生社会」の実現に向けて「第3期伊佐市地域福祉計画」を策定します。

※ 地域福祉とは

それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や行政、社会福祉協議会などの社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方は。

そのためには、下表の3つの視点が大切となります。



第2 計画の位置づけ

1 法的な位置づけ

本計画は社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけます。

【社会福祉法】(抜粋)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

また、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」については、地域福祉との関連があり、国のガイドラインにおいて、「地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項」と示されていることから本計画に盛り込むこととします。

【再犯の防止等の推進に関する法律】(抜粋)

(地方再犯防止推進計画)

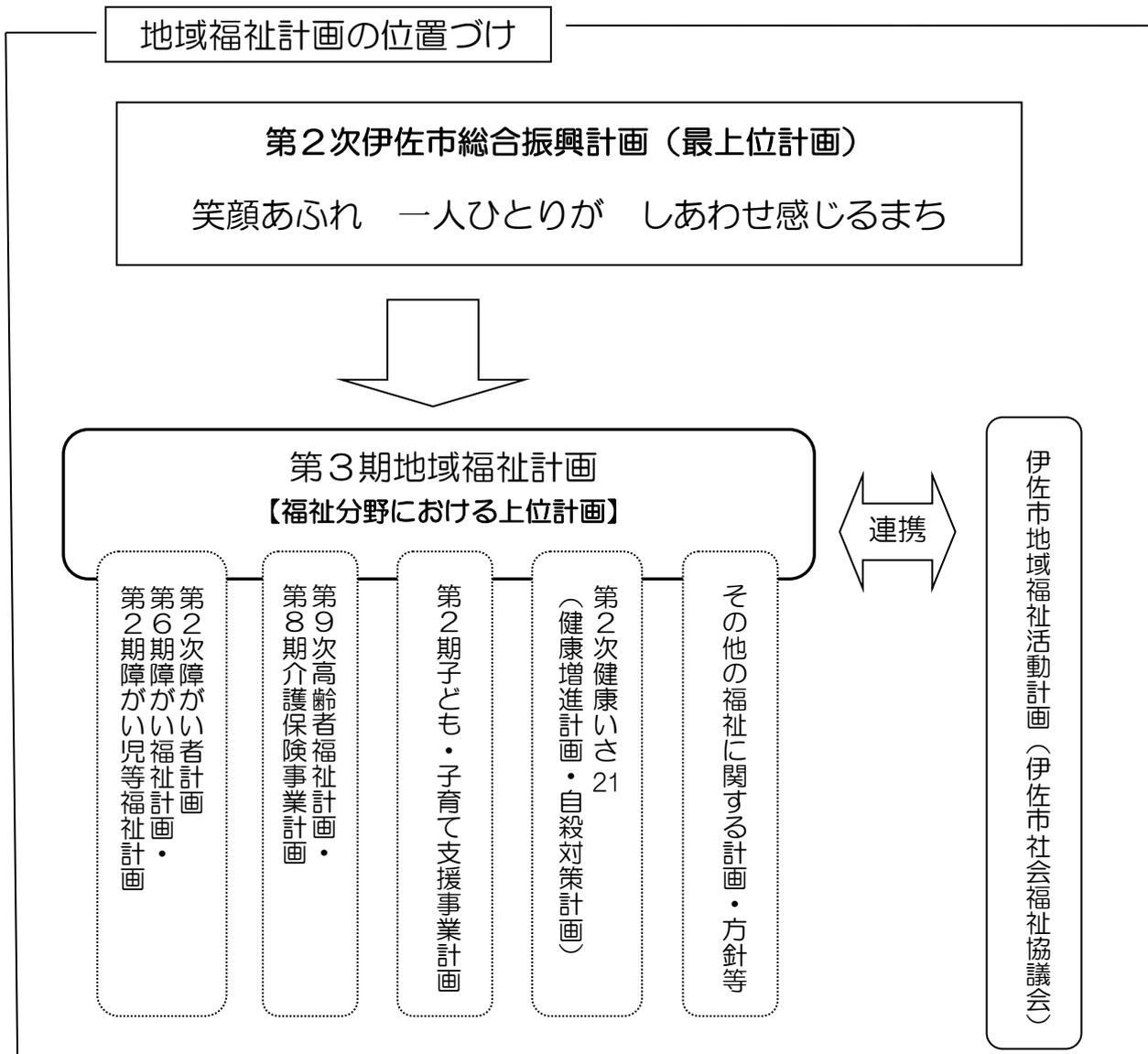
第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 他計画との関係

本計画は、市全体の施策方針や目標を取りまとめた「第2次伊佐市総合振興計画」を最上位とします。

また、本計画は、市が個別に作成する障がい者、高齢者、子どもその他福祉に関する各分野の上位計画として策定するものです。これらの個別計画は、「既に策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする」という国のガイドラインに基づき、本計画の一部とみなすものとします。よって、数値的な目標等は個別計画で進捗管理することとし、個別計画では網羅できない課題への対応や取り組むべき方向性について策定します。

さらに、社会福祉協議会*の策定する「地域福祉活動計画」の基本理念や目標を共有し、連携を図りながら、本市の地域福祉を総合的に推進していきます。



第3 計画期間

本計画の計画期間は、上位計画である伊佐市総合振興計画の前期計画期間に合わせて令和5年度から令和9年度までの5年間とします。ただし、地域の状況、社会情勢の変化や国の新たな施策等に柔軟に対応するために、必要に応じて計画の見直しを行います。

【各計画の策定状況】

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
総合振興計画	第1次後期(2年延長)					第2次前期				
地域福祉計画	第2期(2年延長)					第3期				
障がい者計画	第2次(R12まで)									
障がい福祉計画	第5期		第6期							
障がい児等福祉計画	第1期		第2期							
高齢者福祉計画	第8次		第9次							
介護保険事業計画	第7期		第8期							
子ども・子育て支援事業計画	第2期									
健康いさ21	第2次後期									

(関連する計画)

伊佐市男女共同参画基本計画	第1期		第2期(R12まで)							
伊佐市災害時要配慮者避難支援プラン (全体計画)										
成年後見制度促進計画	第1次									
伊佐市地域福祉活動計画 (伊佐市社会福祉協議会)	第2次(予定)									

第4 SDGs との関連

SDGs^{*}は、世界中の社会課題をあらゆる角度から解決し、誰一人取りの残さない持続可能でよりよい社会を目指す世界共通の目標として、2015年9月の国連サミットで採択されました。

上位計画である伊佐市総合振興計画では、SDGsに掲げられた目標と関連付けているため、福祉分野の本計画においてもSDGsの目標と関連付け、施策の展開を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画と特に関連があるのは次の目標です。

- 1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 8 働きがいも経済成長も 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- 10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章 地域をとりまく現状と課題

第1 国の動向

1 ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月閣議決定)

ニッポン一億総活躍プランでは、「子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO*との連携や民間資金の活用を図る。」とされています。

これらのことから、地域共生社会は、福祉施策が担う「支え・支えられる関係が循環し、誰もが役割と生きがいを持つ地域の社会の醸成」だけでなく社会・経済活動の基盤としての地域での「人と資源が循環し、地域社会の持続的発展の実現」の視点も重要であり、地域での暮らしを構成する幅広い関係者による“参加と協働”が求められる取り組みといえます。

ニッポン一億総活躍プランの閣議決定を受け厚生労働省では「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」(平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)に基づいて、その具体化に向けた改革を進めています。

2 社会福祉法の改正(平成29年6月公布、令和2年6月公布)

地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するため、平成29年5月に「地域包括ケアシステム*の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、包括的な支援体制の整備や地域福祉計画の充実などを内容とする社会福祉法の一部が改正されました。

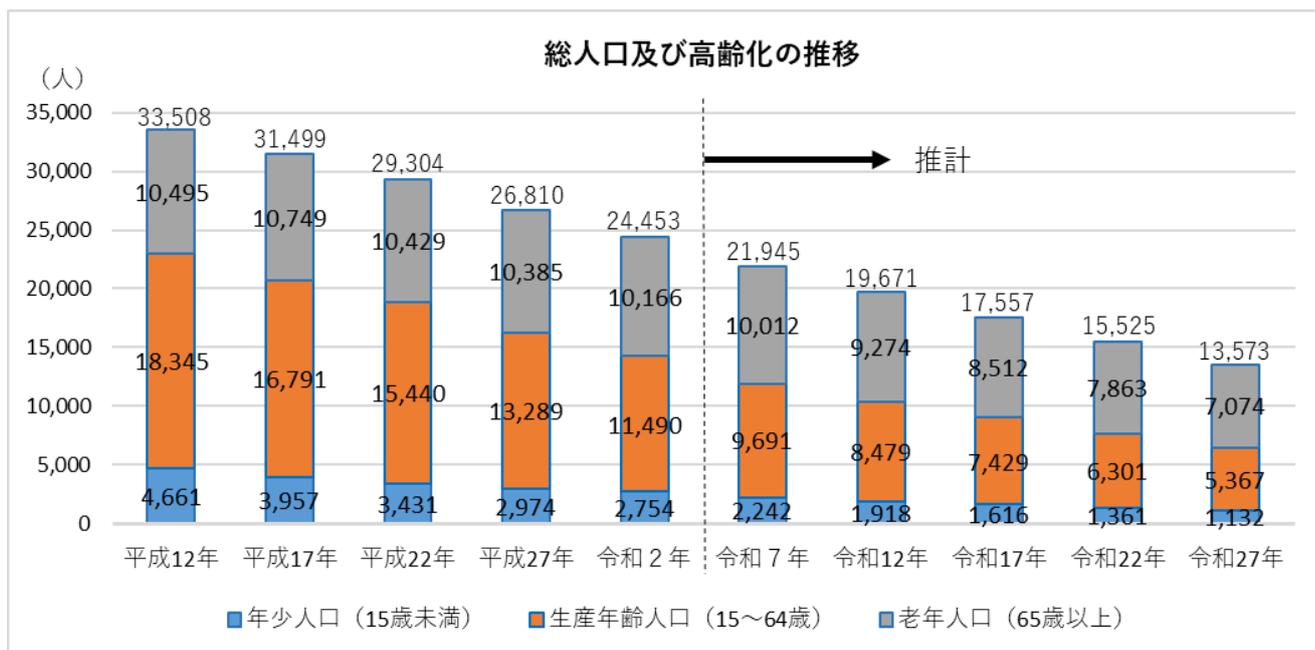
また、令和2年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、包括的な支援体制の整備に関する具体的事項を定めた重層的支援体制整備事業(任意事業)が創設され、令和3年4月に施行されました。

第2 本市の現状

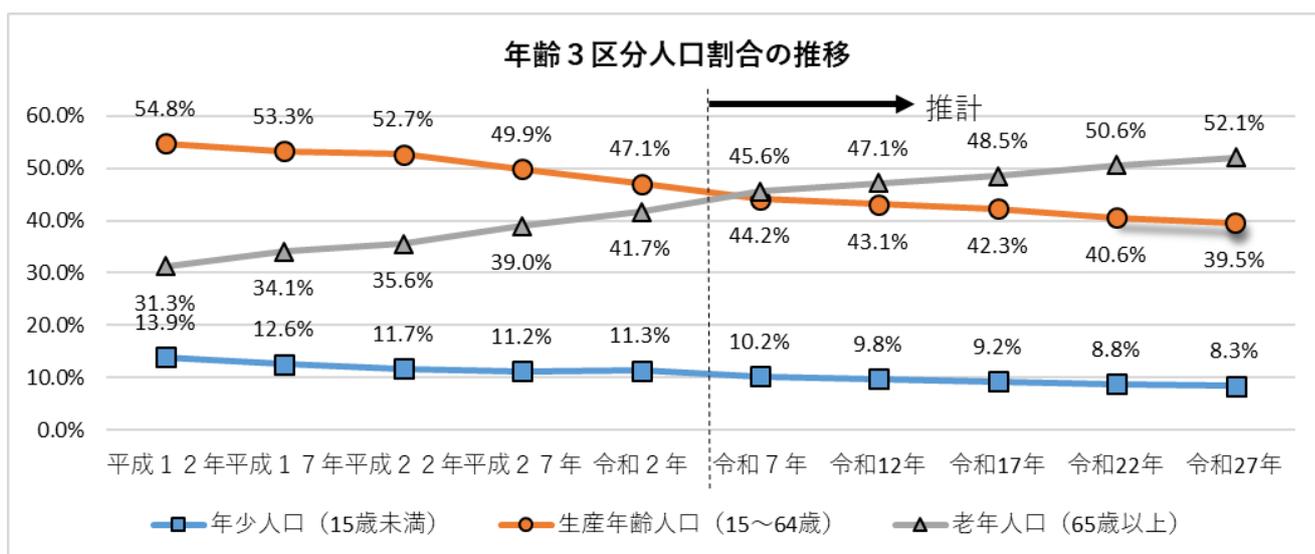
1 人口と将来推計人口

本市の人口は、令和2年の国勢調査によると24,453人、平成22年の国勢調査では29,304人で、10年間で4,851人（16.6%）減少しています。令和27年には13,573人まで減少することが推計されています。

年齢3区分別人口割合で見ると、令和7年には老年人口が生産年齢人口を逆転し、令和27年には高齢化率は52.1%になると予測されています。



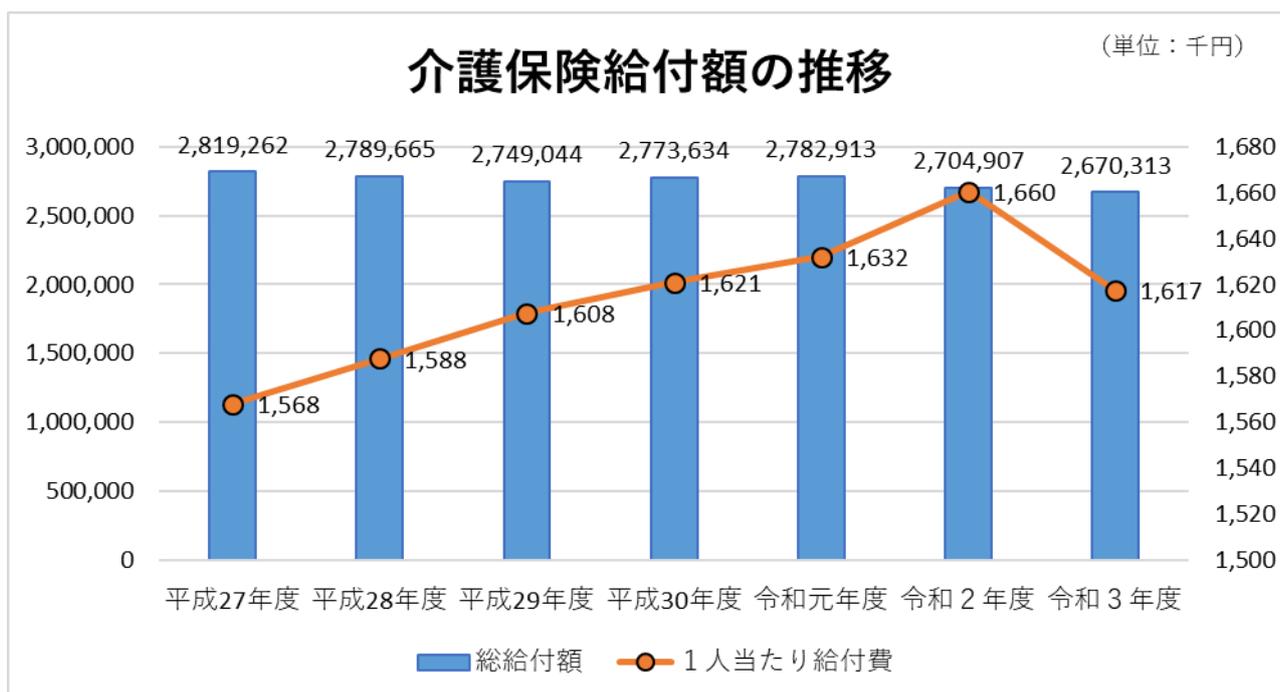
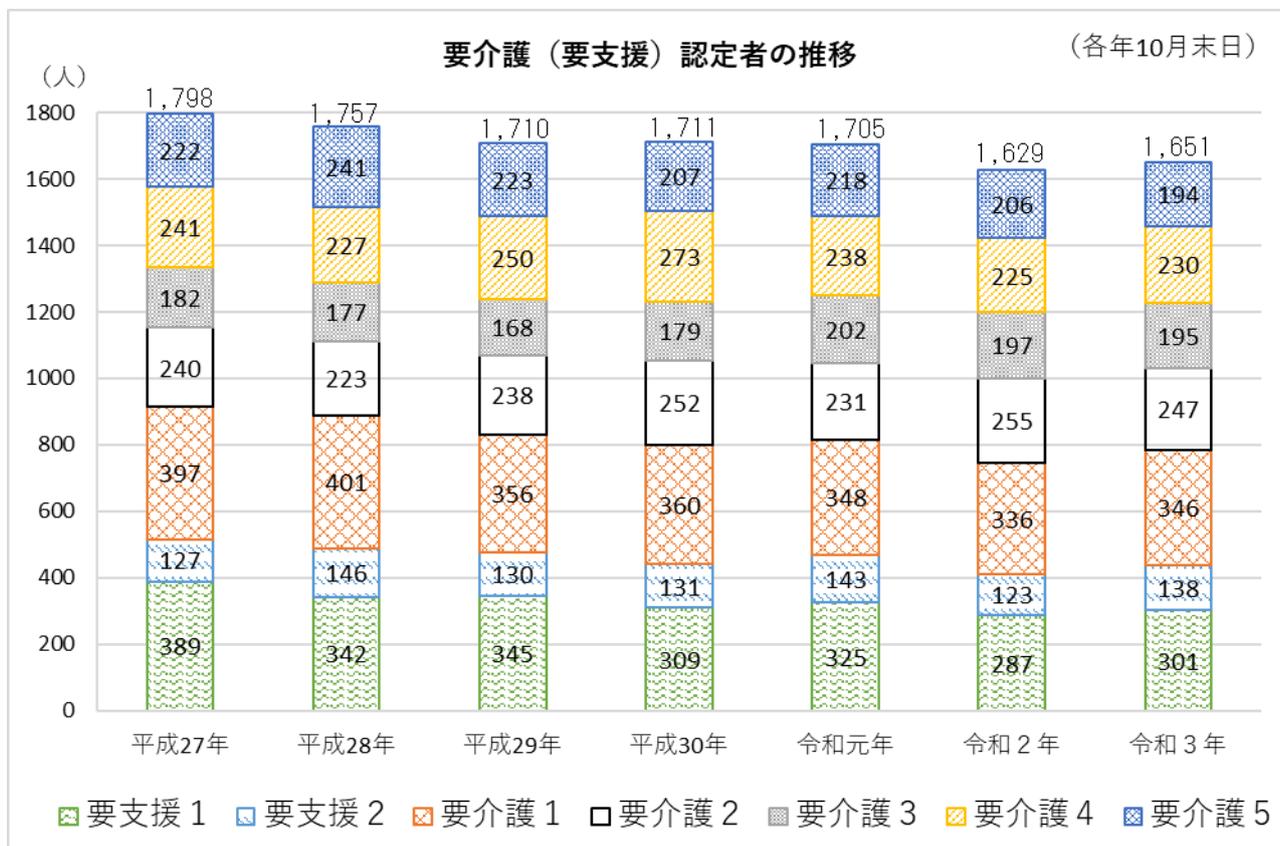
※年齢不詳者の数により各項目の和と総人口が一致しない場合があります。



資料：平成12年～令和2年「国勢調査」、令和7年以降「地域別将来推計人口」国立社会保障人口問題研究所

2 高齢者の状況

介護保険の要支援・要介護認定者数は、令和2年までは、減少傾向でしたが、令和3年は前年に比べて増加しました。介護保険給付額は、減少傾向にあります。1人当たり給付費は令和2年度までは、増加傾向でしたが、令和3年度は前年に比べて減少しました。

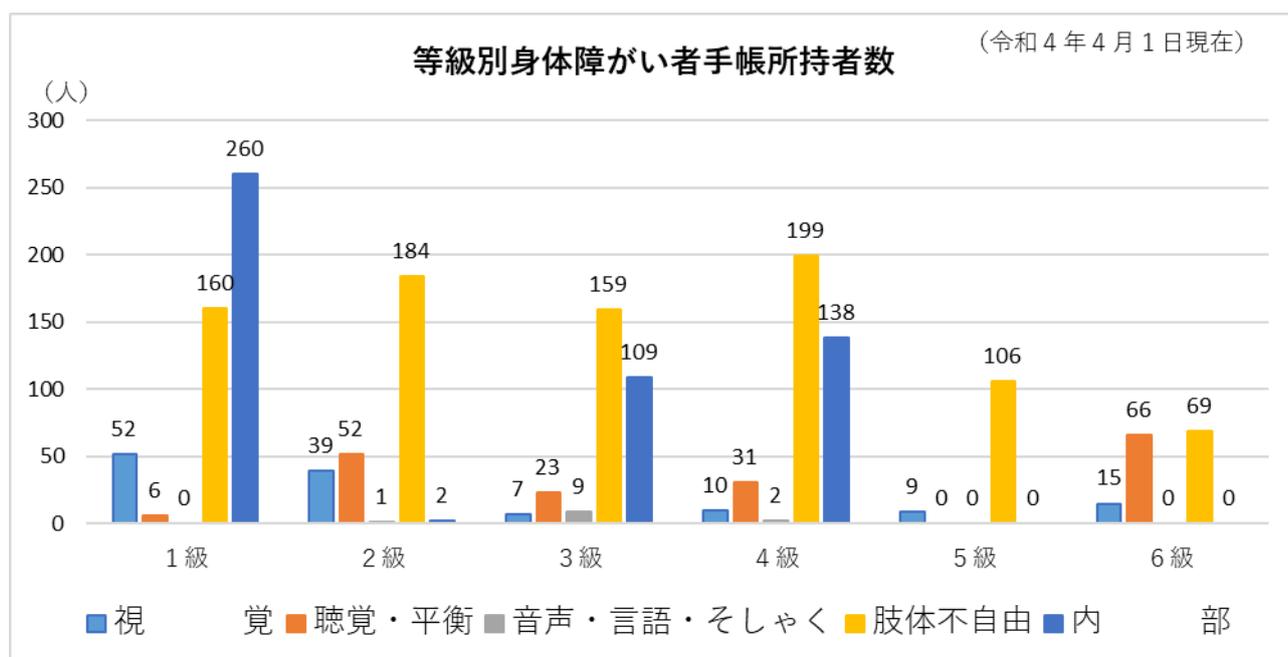
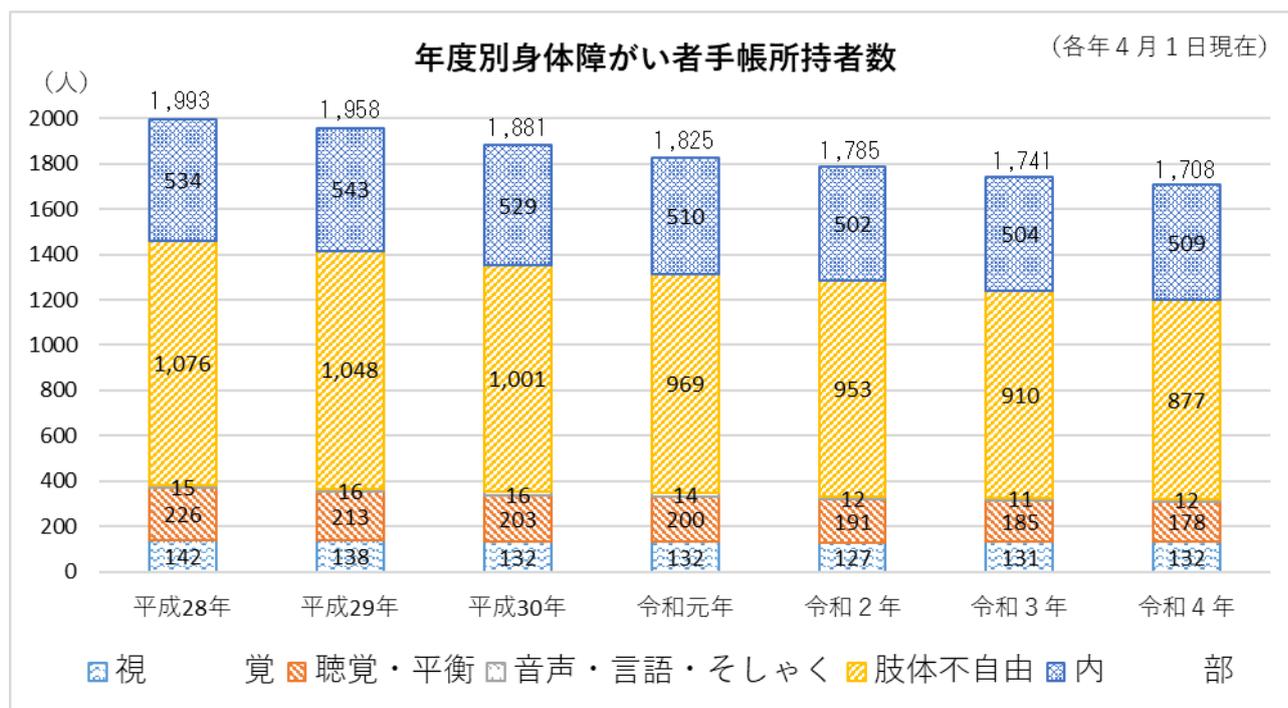


3 障がい者の状況

(1) 身体障がい者の状況

身体障がい者手帳の所持者数は、令和4年4月1日現在で1,708人で平成22年4月1日現在の2,644人をピークに減少しています。

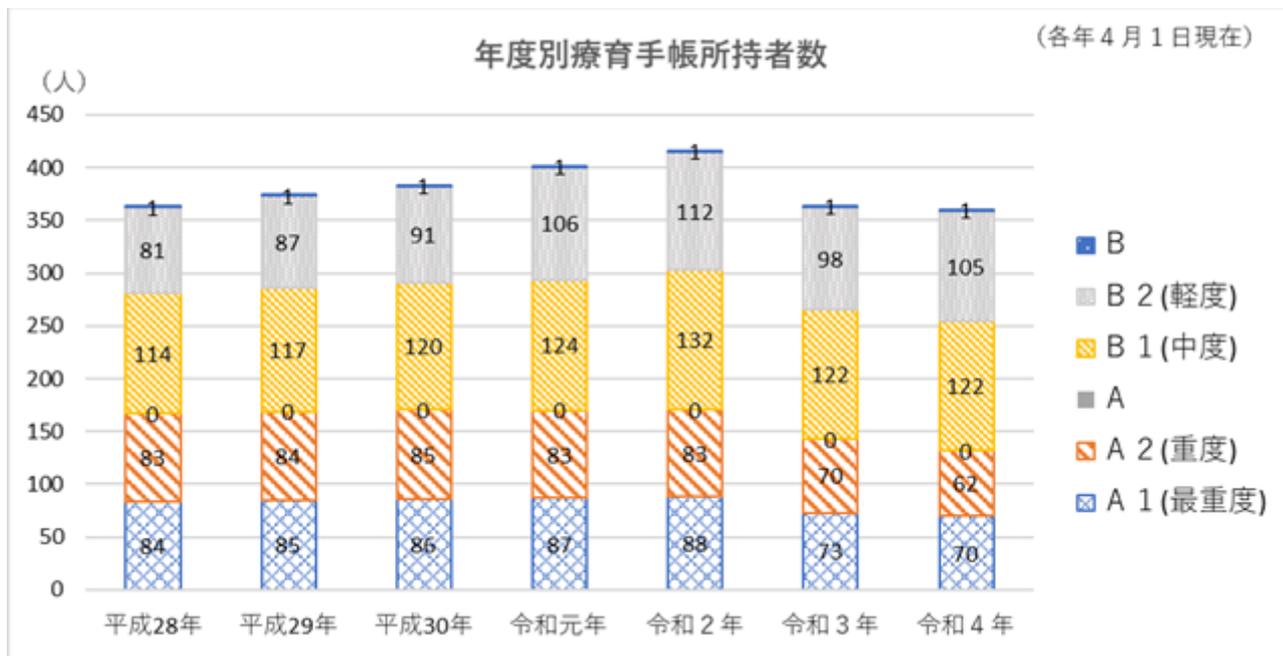
障がい内容別に見ると肢体不自由が877人で最も多く、等級別の障がい者数は、1級、2級の重度の人の占める割合が44.2%と半数近くを占めています。



資料：福祉課

(2) 知的障がい者の状況

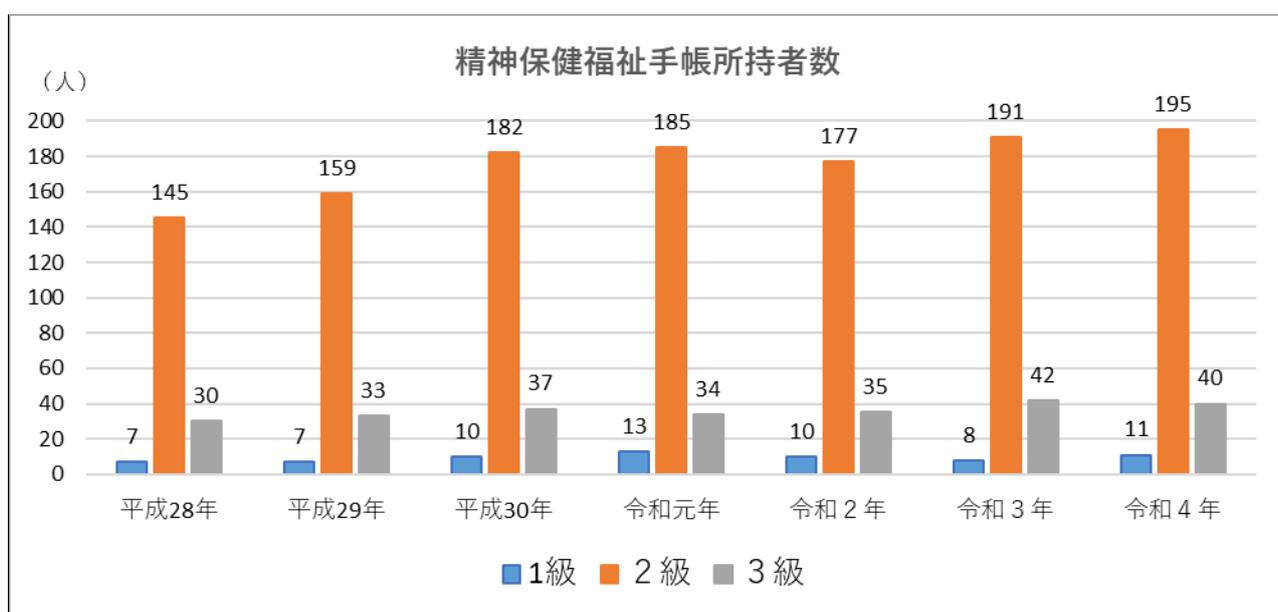
令和4年4月1日現在の療育手帳の所持者数は360人で、うちA2（重度）以上の人は132人で全体の36.7%を占めています。



資料：福祉課

(3) 精神障がい者の状況

精神保健福祉手帳の1級、3級所持者は年によって変動がありますが、2級所持者は年々増加しています。手帳所持者全体として年々増加傾向にあります。令和4年4月1日現在の精神保健福祉手帳の所持者数は246人で、うち2級の人は195人で全体の79.3%を占めています。

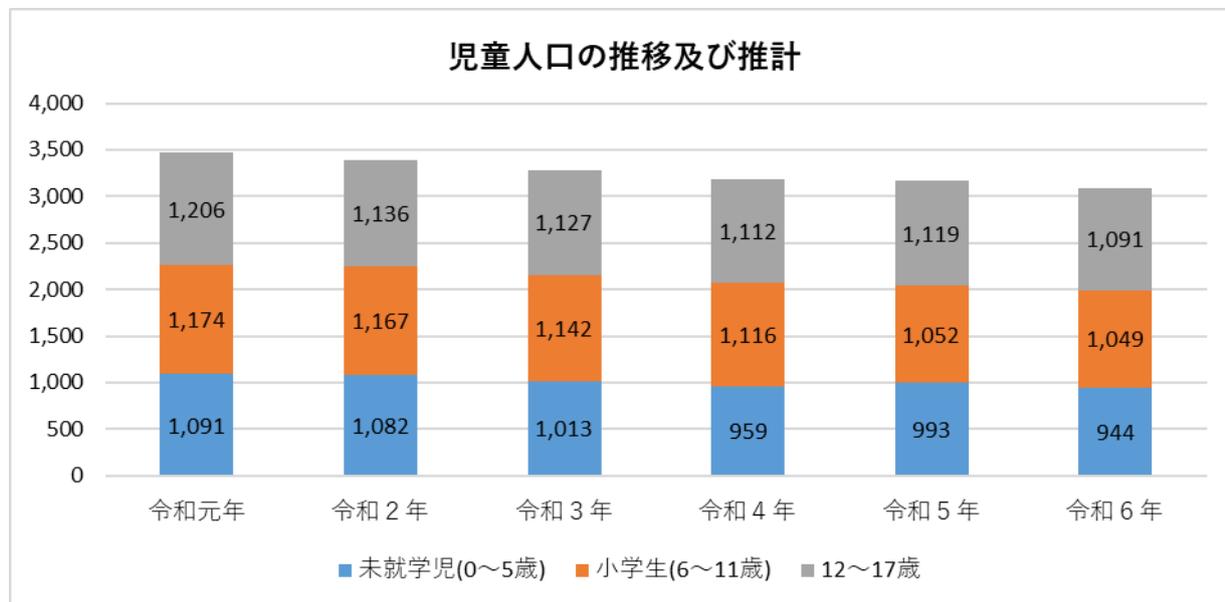


資料：福祉課

4 児童の状況

(1) 児童人口の推移及び推計

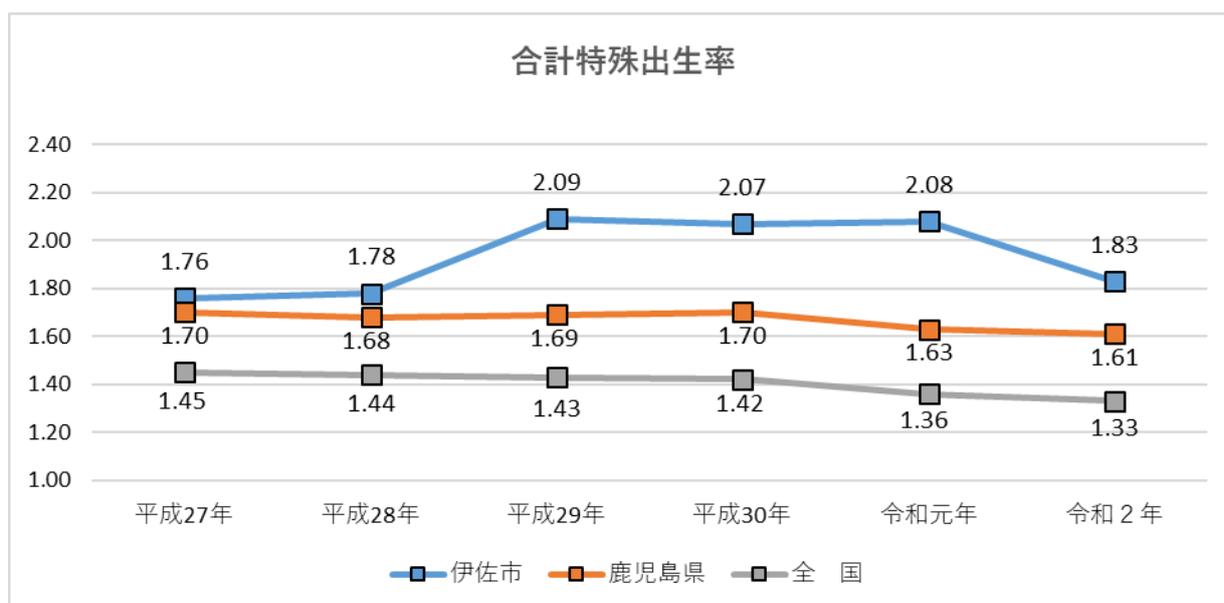
18歳未満の人口は引き続き減少しており、今後も減少傾向で推移すると思われる、少子化が進むことが予想されます。



資料：令和元年～令和4年は住民基本台帳による人口、令和5年以降は第2期伊佐市子ども・子育て支援事業計画による伊佐市独自推計

(2) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率^{*}は、令和2年 1.83 で、県、全国に比べて高い数値になっています。



資料：国・県は人口動態統計調査、市は統計いさ

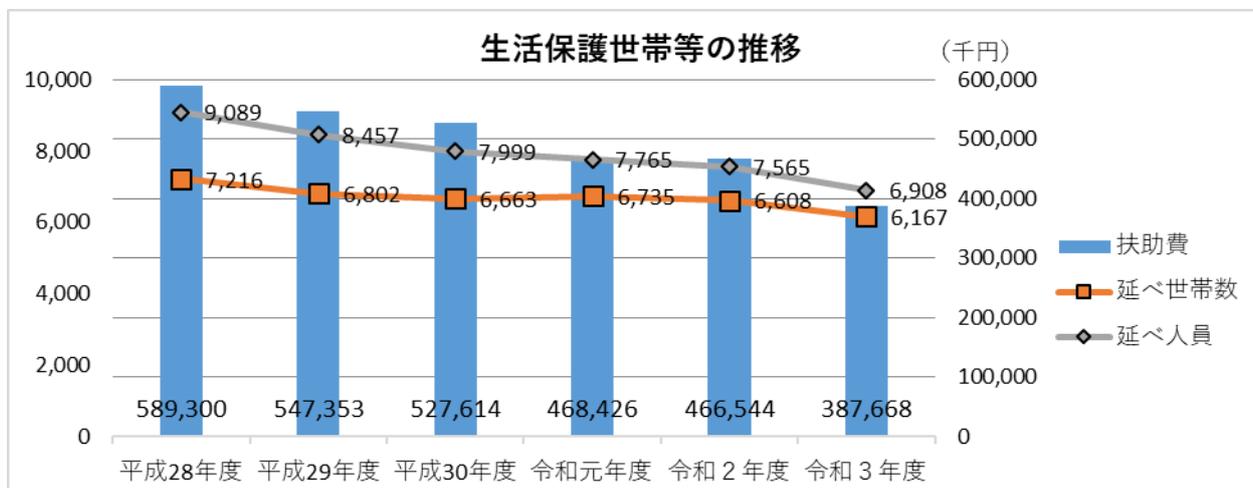
5 生活保護の状況

生活保護世帯は微減傾向にあります。しかし、少子高齢化に伴い、教育扶助が減少する一方、医療扶助が全体の約6割を占め、近年では介護の需要が高まっています。

【生活保護世帯等の推移】

区分	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	延べ世帯数	延べ人員	扶助費(千円)	延べ世帯数	延べ人員	扶助費(千円)	延べ世帯数	延べ人員	扶助費(千円)
生活扶助	2,422	3,184	154,984	2,281	2,945	141,942	2,167	2,685	126,538
住宅扶助	1,491	1,958	22,445	1,421	1,817	23,155	1,377	1,670	22,511
教育扶助	129	225	2,820	81	152	1,912	86	138	1,668
医療扶助	2,745	3,292	397,551	2,551	3,072	373,070	2,533	2,994	369,400
介護扶助	383	385	9,012	426	429	6,400	482	492	5,872
その他	45	45	2,488	42	42	874	18	20	1,625
総数	7,215	9,089	589,300	6,802	8,457	547,353	6,663	7,999	527,614

区分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	延べ世帯数	延べ人員	扶助費(千円)	延べ世帯数	延べ人員	扶助費(千円)	延べ世帯数	延べ人員	扶助費(千円)
生活扶助	2,227	2,609	121,254	2,190	2,568	116,687	2,064	2,361	102,710
住宅扶助	1,425	1,636	24,019	1,417	1,636	24,983	1,309	1,454	22,581
教育扶助	55	67	707	66	66	576	81	81	632
医療扶助	2,530	2,932	314,847	2,428	2,757	316,260	2,222	2,506	251,370
介護扶助	457	465	5,920	432	444	6,005	437	440	8,621
その他	41	56	1,679	75	94	2,033	54	66	1,754
総数	6,735	7,765	468,426	6,608	7,565	466,544	6,167	6,908	387,668



資料：福祉課

6 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員*は現在 93 人が委嘱されており、「良き隣人」として地域住民に寄り添い、その生活を支援しています。新型コロナウイルスの影響があり相談等の見守り活動は減少しています。主な活動の内訳は、高齢者に関する相談・支援活動が最も多く、令和3年度は 23.8%の割合となっています。

【民生委員・児童委員の活動件数】

区 分	相談・支援活動				その他の活動						計
	高齢者に関すること	障がい者に関すること	子どもに関すること	その他	調査・実態調査	行事・会議への参加協力	地域福祉活動・自主活動	民協運営・研修	証明事務	要保護児童の発見の通告・仲介	
平成 28 年度	4,954	358	722	1,221	3,545	3,262	3,054	2,339	542	17	20,014
平成 29 年度	3,995	335	369	1,126	2,480	3,196	2,924	2,258	471	30	17,184
平成 30 年度	3,997	309	398	1,078	2,564	3,047	2,952	2,499	566	14	17,424
令和元年度	3,771	257	296	914	2,629	2,834	2,526	2,563	559	45	16,394
令和2年度	3,057	244	248	599	2,446	1,708	2,472	2,415	341	14	13,544
令和3年度	3,118	212	207	287	2,503	1,766	2,372	2,282	336	15	13,098

資料：福祉課

7 コミュニティ、自治会の状況

15 校区コミュニティ協議会では、地域住民の活動拠点として、高齢者福祉や青少年育成など活発な活動が、継続的に行われています。

263 の自治会は、校区コミュニティの基盤組織として運営されておりますが、近年は若者世帯やアパート、マンション住まいの世帯増加に伴い、自治会加入率は年々減少傾向にあります。未加入世帯の増加に伴い、地域活動の参加者が減少することで、校区コミュニティの活動へも大きな影響があります。防災においては、昨今の大量災害を教訓に防災意識を見直し、自助、共助という助け合いの必要性の取り組みを進めるため、理解や関心を深めるきっかけづくりを行い、自主的な参加を促します。

【校区コミュニティ・自治会の状況】

(令和4年4月1日現在)

小学校区	自治会数	自治会加入			自治会未加入			自治会加入世帯率
		世帯数	人口	高齢化率	世帯数	人口	高齢化率	
大口	57	2,421	5,064	39.8%	1,011	1,786	13.9%	70.5%
大口東	18	583	1,172	50.0%	241	407	15.0%	70.8%
牛尾	10	415	763	54.8%	112	179	19.6%	78.7%
山野	26	914	1,668	56.0%	217	320	30.9%	80.8%
平出水	8	200	369	56.1%	22	42	16.7%	90.1%
羽月	25	1,213	2,463	46.9%	334	540	19.4%	78.4%
羽月西	8	275	513	61.4%	39	52	40.4%	87.6%
羽月北	5	57	92	50.0%	7	10	60.0%	89.1%
曾木	11	343	673	52.5%	66	95	23.2%	83.9%
針持	12	288	533	52.9%	47	70	27.1%	86.0%
南永	1	50	89	60.7%	4	6	33.3%	92.6%
本城	22	746	1,367	55.6%	155	282	19.9%	82.8%
湯之尾	17	402	838	40.3%	92	183	25.1%	81.4%
菱刈	30	896	1,639	54.2%	294	490	24.1%	75.3%
田中	13	693	1,398	46.8%	299	529	18.7%	69.9%
小計	263	9,496	18,641	48.3%	2,940	4,991	18.9%	76.4%
未組織	25	—	—	—	469	618	48.4%	0.0%
計	288	9,496	18,641	48.3%	3,409	5,609	22.2%	76.4%

資料：地域振興課、市民課

8 ボランティアの状況

伊佐市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録されているボランティアは、令和3年度17団体、登録人数375人（個人登録含む。）です。

ボランティアに対するニーズに応じてコーディネートを行った件数は、令和3年度は7月に大雨による災害発生により、災害ボランティアセンター*を開設し、県内からのボランティアを受け入れがあったため活動が増えました。

【ボランティア登録数の推移】

区 分	年 度					
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
登録団体数	48	22	18	19	21	17
登録人数	368	361	310	355	331	311
個人登録数	10	9	6	8	11	64

【社会福祉協議会におけるボランティア事業の実績】

区 分	年 度					
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	15	14	16	12	11	52
コーディネート件数	8	5	6	6	4	38
コーディネート延べ人数	14	47	94	42	27	125

資料：伊佐市社会福祉協議会

また、社会福祉協議会では、児童・生徒がボランティア活動をするごとにポイントを付与し、ポイント達成者に活動認定証を発行する取り組みを実施していますが、現在は児童・生徒数の減少や新型コロナウイルスの影響による交流活動の縮小などでポイント付与の機会が減少しています。ポストコロナに向けた周知や工夫が必要になります。

第3 アンケート調査の概要

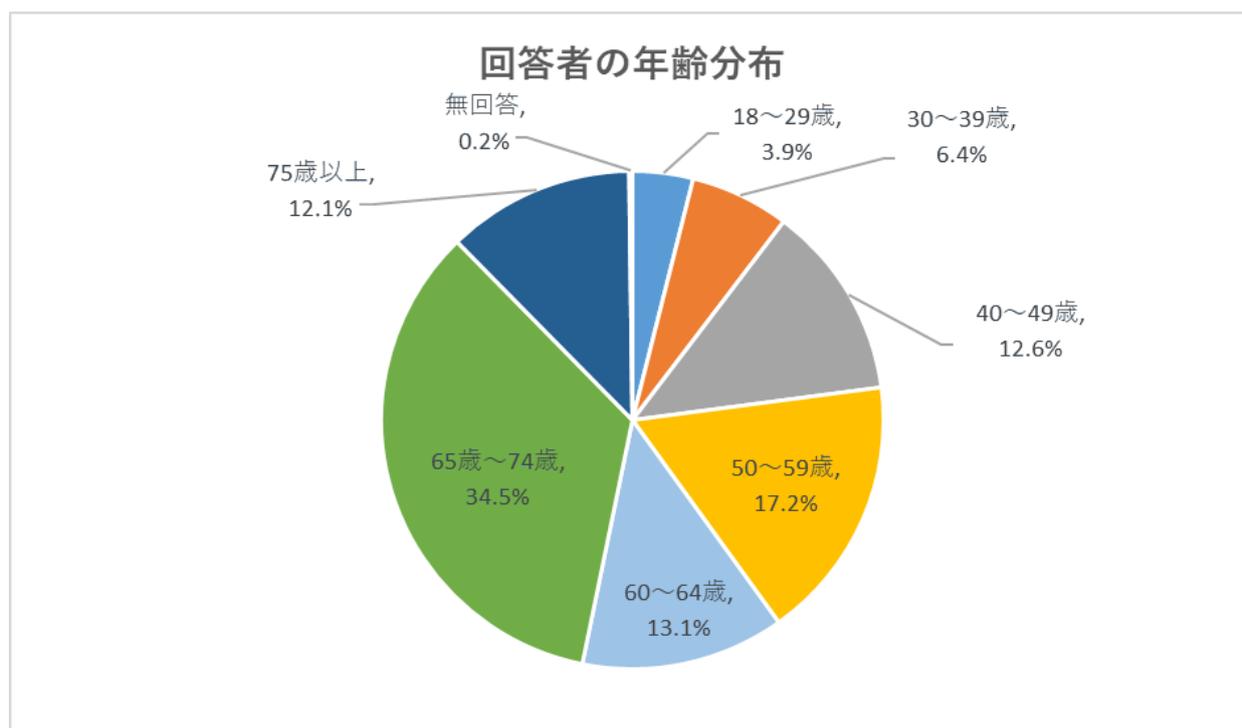
1 地域福祉に関するアンケート調査

(1) 調査の目的

令和5年度(2023年度)から5年間を計画期間とする「第3期伊佐市地域福祉計画」を策定するにあたり、本市の「日常生活での課題」や「地域での助け合いに関する考え方」等についての意見をお伺いし、今後のまちづくりの方向性や市が取り組む施策等を検討する際の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

(2) 調査の実施要領

	市民	民生委員・児童委員
調査時期	令和4年8月	令和4年9月
調査対象者	市内在住の18歳以上の方より 無作為抽出	伊佐市各担当地域の 民生委員・児童委員
調査方法	郵送配布・郵送回収	直接配布・郵送回収
配布数	1,000件	95件
有効回収数	406件	66件
有効回答率	40.6%	69.5%



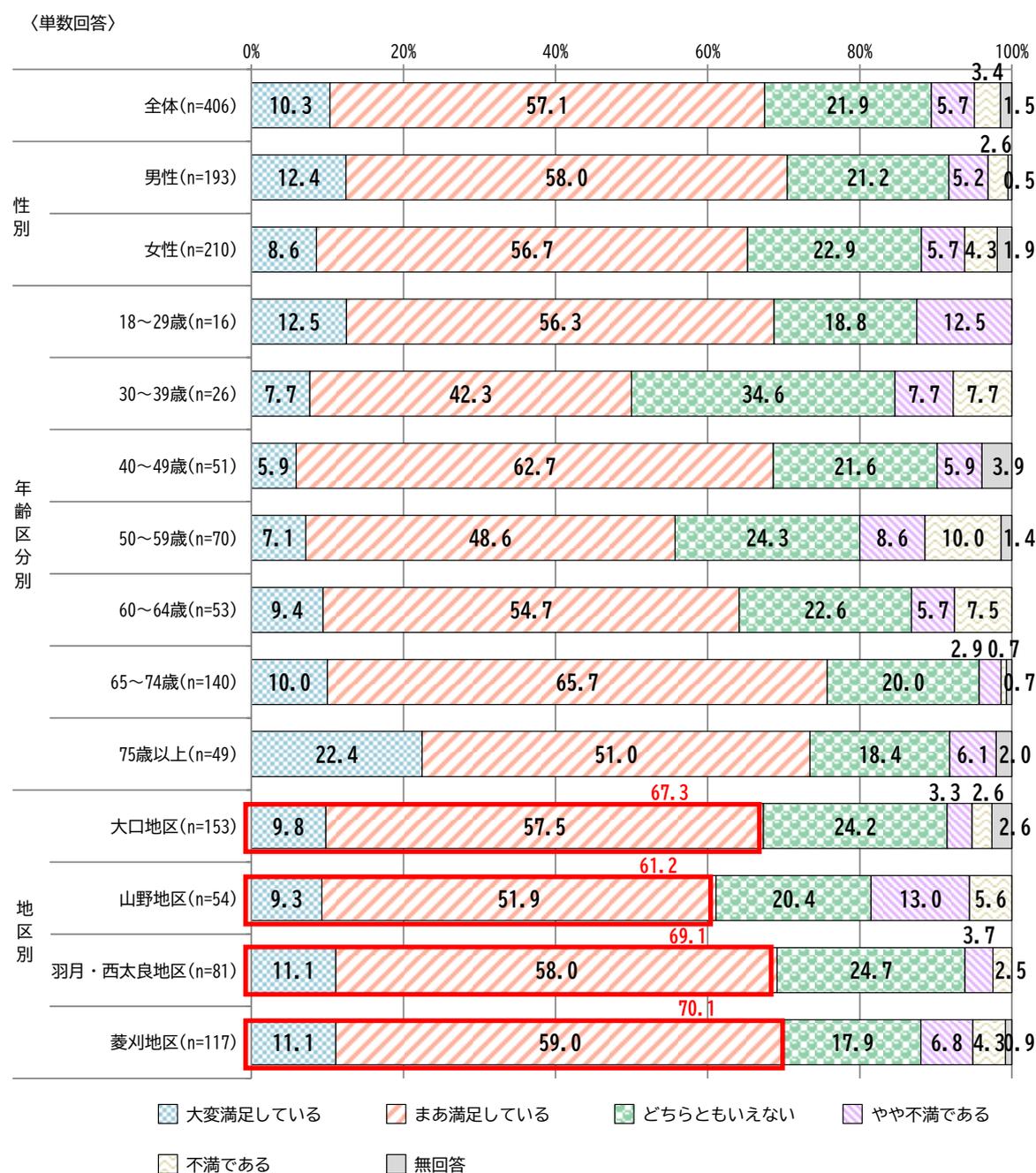
第4 アンケート調査結果（抜粋）

1 市民アンケート調査

■ あなたが「お住まいの地域」は、あなたにとって満足できるものですか。

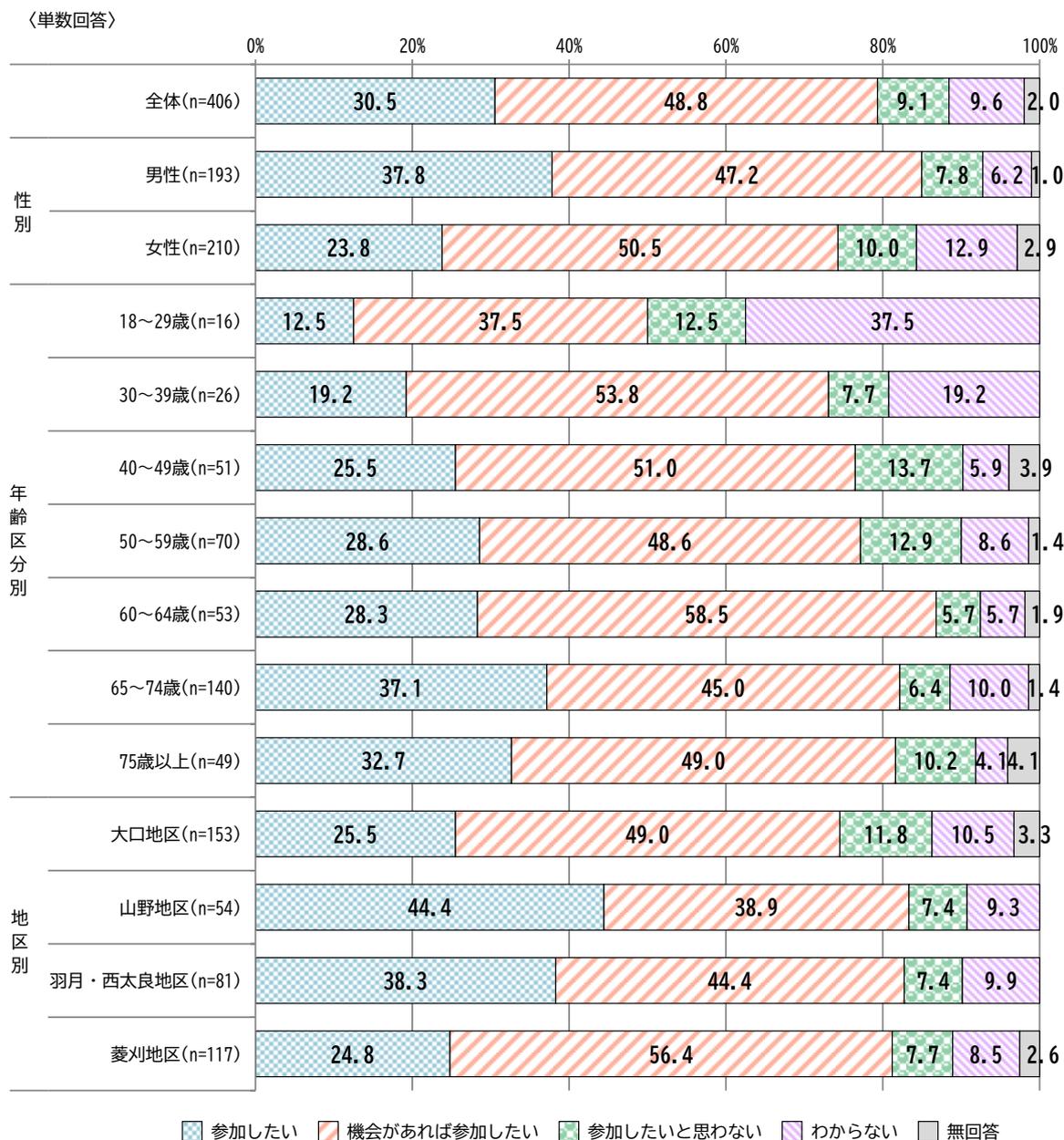
◇ 「まあ満足している」が57.1%と最も高く、次いで、「どちらともいえない」の21.9%、「大変満足している」の10.3%の順となっています。

◇ 地区別で見ると、すべての地区で満足している（「大変満足している」と「まあ満足している」の合計）が6割を超えています。



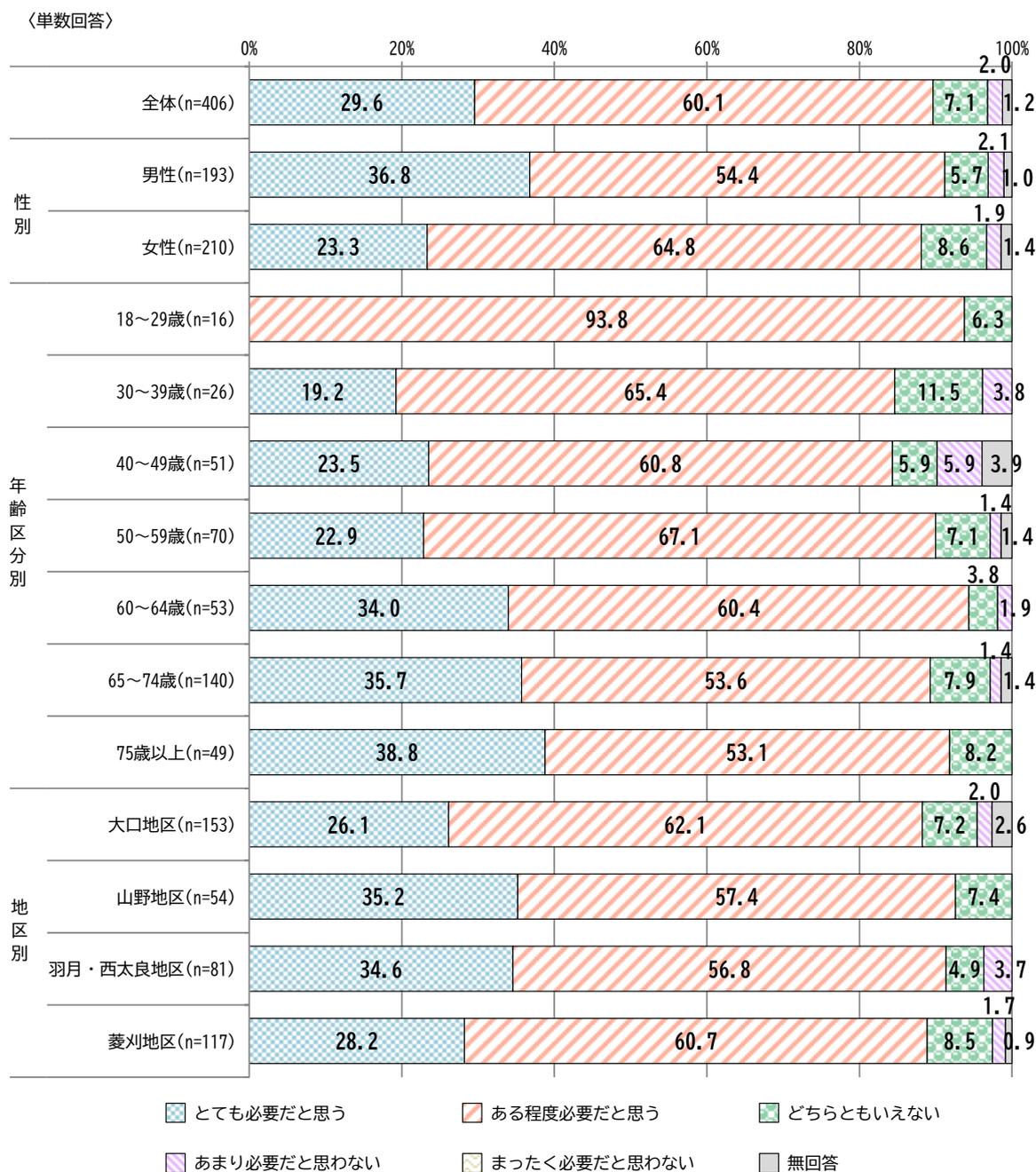
■ あなたは、今後も引き続き、あるいは今後、行事や地域活動に参加したいと思いますか。(〇は1つ)

- ◇ 「機会があれば参加したい」が48.8%と最も高く、次いで、「参加したい」の30.5%、「わからない」の9.6%の順となっています。
- ◇ 性別で見ると、男性では「参加したい」の割合が37.8%となっており、女性の23.8%を14ポイント上回っています。
- ◇ 年齢区分別で見ると、18～39歳では「参加したい」の割合が2割未満にとどまっています。



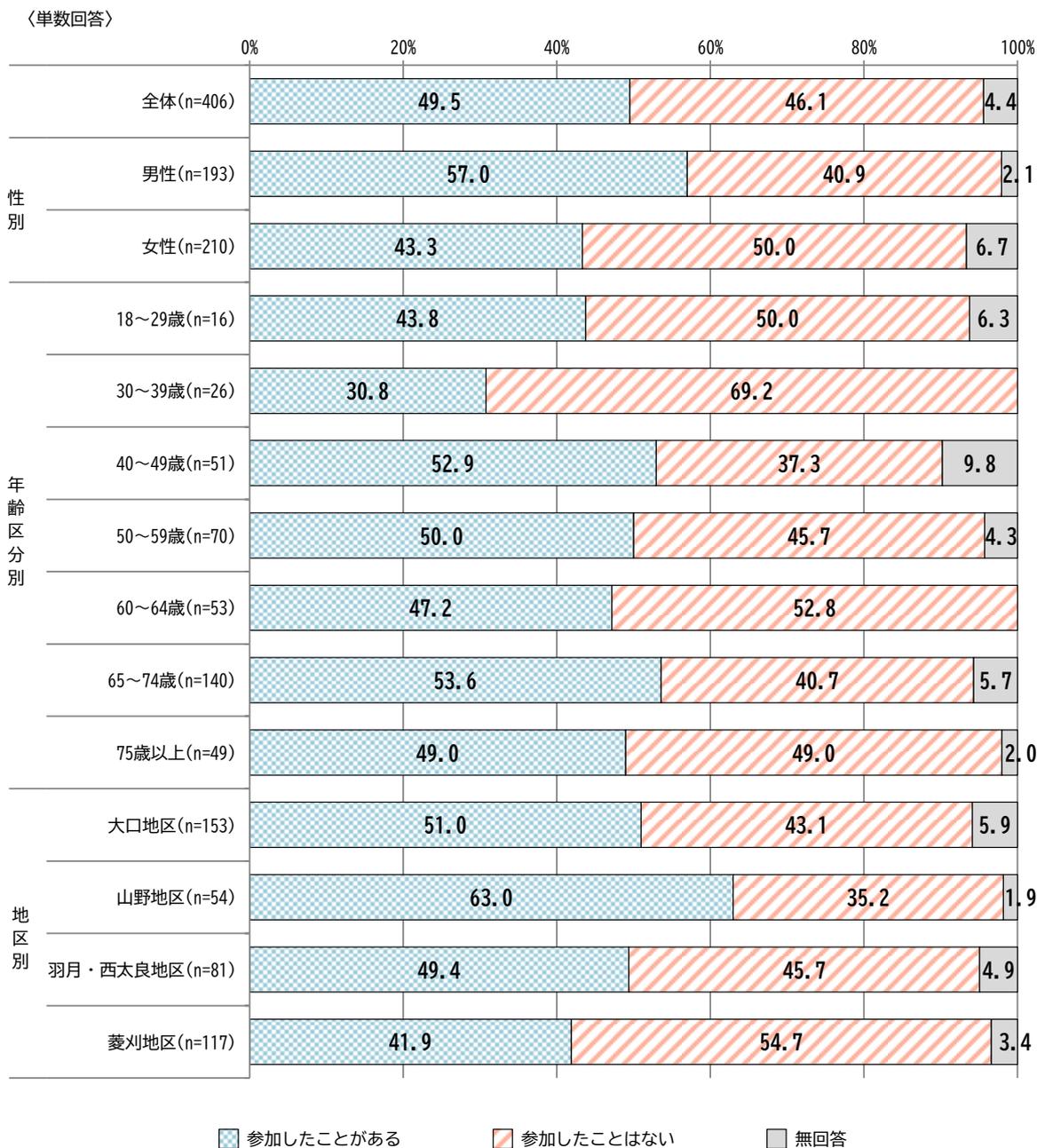
■ あなたは地域福祉に関する課題についての住民同士の助け合いや支えあいの必要性についてどう思いますか。

- ◇ 「ある程度必要だと思う」が60.1%と最も高く、次いで、「とても必要だと思う」の29.6%、「どちらともいえない」の7.1%の順となっています。
- ◇ 年齢区分別でみると、18～29歳では「とても必要である」と回答した人は0人となっています。



■ あなたはこれまでに、ボランティア活動に参加したことがありますか。

- ◇ 「参加したことがある」が49.5%、「参加したことはない」が46.1%となっています。
- ◇ 性別で見ると、男性の「参加したことがある」が57.0%となっており、女性の43.3%を13.7ポイント上回っています。
- ◇ 地区別で見ると、山野地区では「参加したことがある」の割合が他より高くなっています。

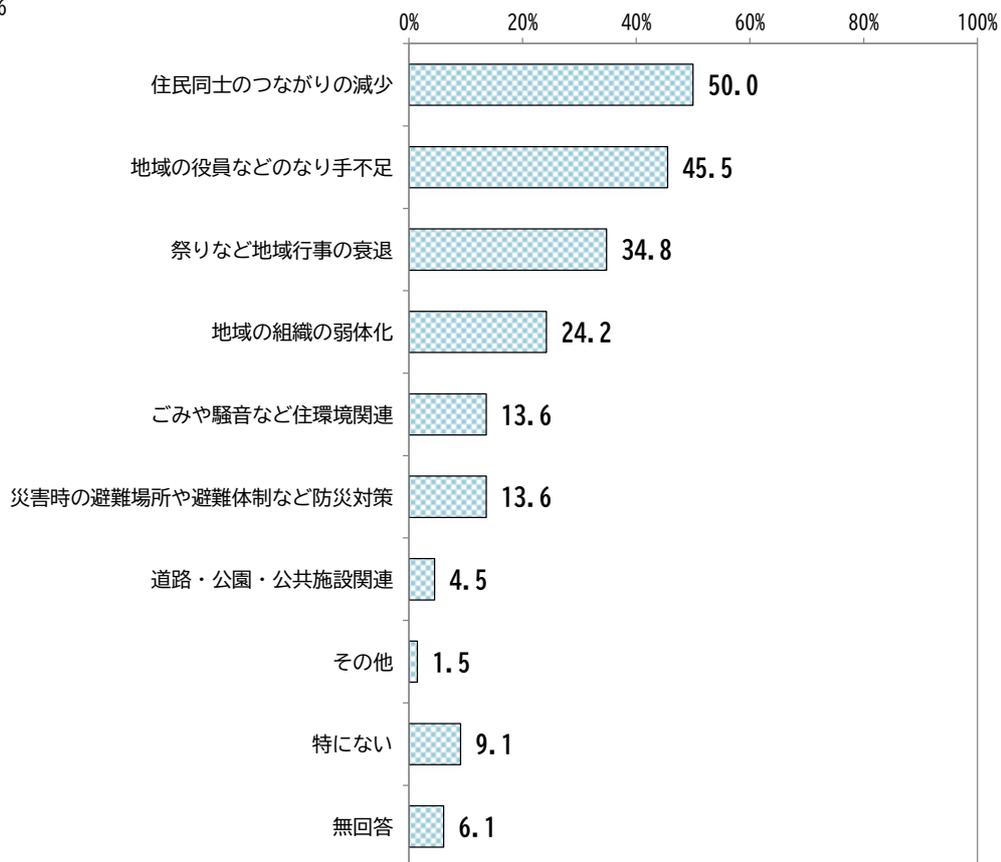


2 民生委員・児童委員アンケート調査

■ 地域で、気になることや問題だと感じることがありますか。また、よろしければその内容について具体的にお書きください。（複数選択可）

◇ 「住民同士のつながりの減少」が50.0%と最も高く、次いで、「地域の役員などのなり手不足」の45.5%、「祭りなど地域行事の衰退」の34.8%の順となっています。

〈複数回答〉n=66



〈その他の回答〉

・コロナ、コロナで行事の中止も多く、75歳以上でも働いていた…老人会などもない。

第5 アンケート調査結果にみる現状・課題

1 市民調査から見てくること

(1) 地域福祉に関する意識について

- 地域福祉への関心や意識は、ある程度高くなっていることから、さらに意識を高め行動につなげていくための啓発や地域で集う場づくりなどが必要となっています。
- 子どもの成長過程に応じた学校や地域の活動を通じた福祉教育の充実が求められています。
- 協働の意識を高め、推進していくための仕組みづくりや協働の様々な主体との相互理解を深める場が必要となります。

(2) 地域の交流について

- 親しい近所付き合いをしている若い世代の割合が低くなっていることから、若い世代へ地域福祉の必要性や関心が高まるような意識啓発や機会づくりが必要となっています。
- 近所づきあいの中で今後、「手助けできること」と「手助けしてほしいこと」の上位回答の内容がほぼ同じとなっていることから、これらをマッチングさせるしくみづくりが必要となっています。

(3) 地域活動やボランティアへの参加について

- 市の行事や地域の活動等への今後も参加意向が高くなっていることから、誰もが参加しやすい日時設定や場所、気軽に参加できる内容にするなど工夫が必要となっています。
- 潜在的なボランティア活動への参加意向を引き出すために、ボランティアに関する情報の紹介、研修機会、相談窓口などの充実が求められています。

(4) 情報や相談について

- 世代によって抱えている悩みや不安は多様となっていることから、個々のニーズにあった包括的な相談体制の整備が必要となっています。
- 悩みや不安の相談相手として公的機関の割合が低くなっていることから、相談機関の周知と安心して相談できる体制づくりが必要となっています。
- 高齢者の相談相手として民生委員・児童委員が担っている様子が伺えます。
- 福祉に関する情報が入手できている人は4割未満であることから、必要な人に必要な情報が行き届くよう、年代や地域性に配慮した情報の発信が求められています。

(5)福祉の担い手について

- 地域福祉の中心的な担い手と期待されている社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動内容の認知度が低くなっていることから、活動内容の周知を図り理解を深めていくことで地域の各主体との協力・連携が推進される体制づくりが必要となっています。特に年代ごとに配慮した情報の発信や周知の工夫が求められています。

(6) 安全・安心な暮らしについて

- 一人では避難できない方（要援護者）が1割程度存在することから、地域住民・行政・社会福祉事業所（福祉サービス事業所）などが協力して支援に取り組んでいくことが必要となります。
- 日頃から近所や地域での協力体制づくりや災害時の情報伝達方法の確立などの備えが必要となっています。
- 伊佐市災害ボランティアセンター*の認知度が低いことから、活動内容やボランティア募集状況を分かりやすく工夫するなど情報発信による周知の工夫が必要となっています。

(7)今後の福祉施策について

- 少子高齢化が進み、地域生活の維持や地域での見守りなどが難しくなることへの課題が多くなっています。また、空き家の増加やその管理、自治会役員や民生委員・児童委員のなり手が少ないことも大きな課題となっています。
- 地区ごとに求めている施策が違うことから、その地区のニーズにあった、きめ細かな施策の推進が求められています。

2 民生委員・児童委員調査から見えてくること

(1) 民生委員・児童委員としての活動について

- 民生委員・児童委員が活動にやりがいを感じている人が多くなっている一方、負担を感じている人も4割近く存在することから継続した活動につなげていくための協力体制が求められます。
- 民生委員・児童委員の活動での困りごとを解決するためには、行政や民生委員同士の連携が不可欠であることが伺えることから、協働の意識を高め、活動していくための仕組みづくりや相互理解を深める場が必要となります。

(2) 地域の状況について

- 住民の命の安全を守るため、日頃から協力体制づくりや災害時の情報伝達方法の確立などの備えが必要となっています。
- コロナ禍の中、多くの地区で「住民同士のつながりの減少」を危惧する声があることから、感染対策を施し住民の見守りや声かけ、憩いの場や機会づくり等の活動を行政と協働で取り組むことが必要となっています。
- 高齢者の見守りを必要とする回答が多くなっていることから、民生委員・児童委員の把握した情報を共有し、協議する場など連携体制が必要となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1 基本理念

本市では、最上位計画である第2次伊佐市総合振興計画において、『笑顔あふれ 一人ひとりが 幸せ感じるまち』を目標将来像として掲げ、健康、福祉分野において「ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち」を基本目標とし、施策の取り組みの中に「ともに支え合う地域づくり」を掲げています。

その取り組みの中で「地域共生社会の実現に向けた体制整備」として、暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、市民が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく生きがいをもって暮らしていけるよう、ともに支え合える地域づくりを進めるとあります。

これらを踏まえ、本計画においては市民の誰もが健康で安全・安心に暮らせる地域社会を実現するために、市民一人ひとりの努力（自助）、市民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）はもちろんのこと、市民相互で支えあう地域の力を向上することにより、みんなの幸せが実現できるという考え方にたって、

『地域でともに支え合い笑顔あふれるまちづくり』

を基本理念とします。

第2 基本目標

基本理念を実現するための施策の柱として、次のとおり3つの基本目標を掲げ、本計画を推進していきます。

基本目標1

地域を「知り」「学ぶ」機会の充実

まずは地域のことを知り、学ぶことで地域福祉を理解し、地域福祉を担う人材づくりを進めます。

基本目標2

お互いが見守り、支え合い、つながる地域づくり

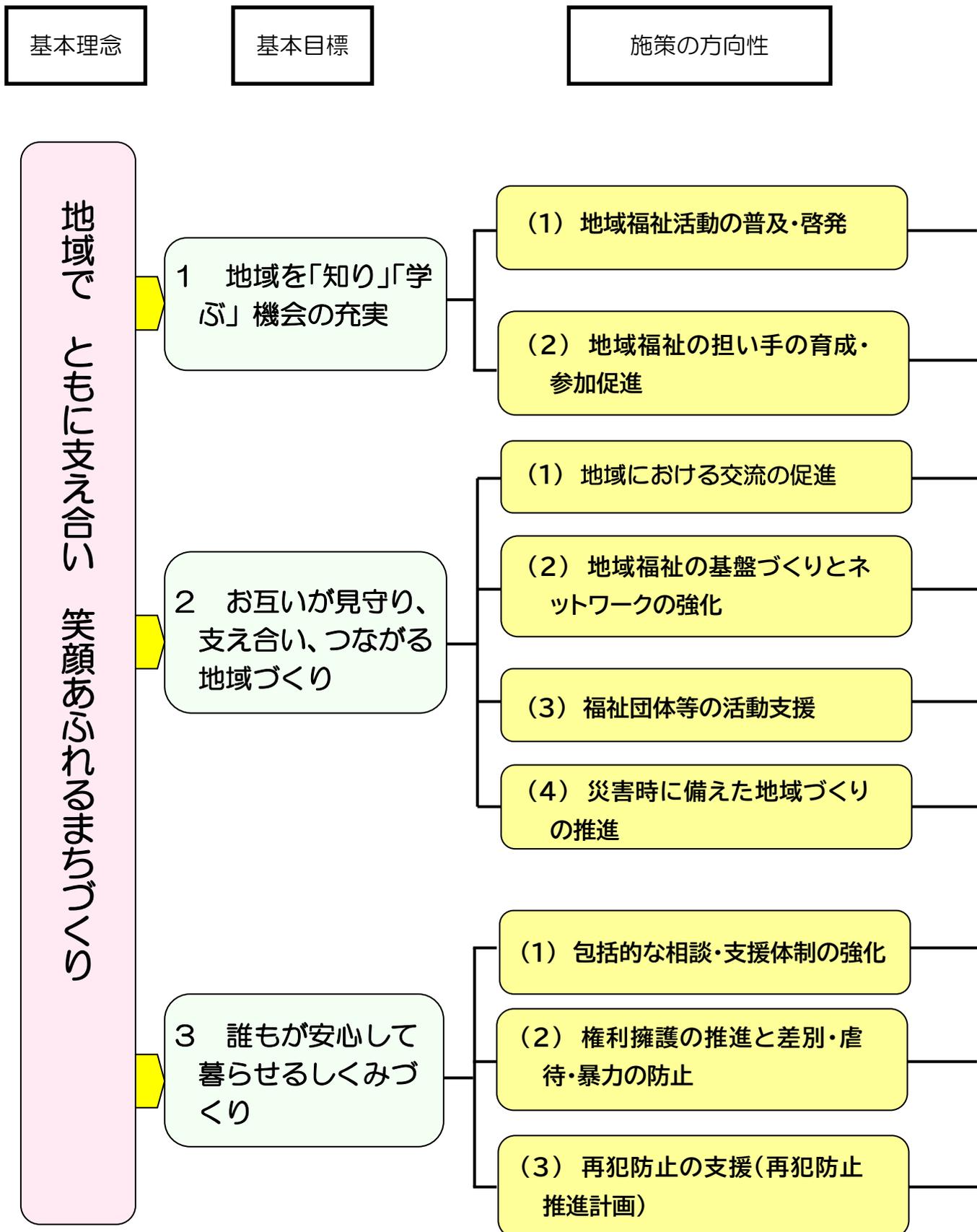
身近な地域における多世代交流の機会を増やし、地域で活動する福祉団体等への支援を進めるとともに、地域からの早期発見・早期対応、災害時に備えるといった観点から、お互いが見守り、支え合い、つながるような地域づくりを進めます。

基本目標3

誰もが安心して暮らせるしくみづくり

本人が安心して生活を送ることができるよう、様々な困りごとを受けとめ、必要な支援につながる仕組みづくりを進めます。

第3 計画の体系



施策の展開

- ①地域福祉活動の積極的な情報発信…【P31】
- ②地域福祉に関する意識の高揚…【P31】
- ③福祉教育の機会の提供…【P31】

- ①地域福祉を支える担い手の確保・育成・発掘…【P32】
- ②ボランティア活動の普及・啓発…【P32】
- ③地域福祉を学び、体験する機会の提供…【P32】

- ①顔の見える関係づくりの推進…【P33】
- ②気軽に集える場づくりに向けた支援…【P33】

- ①民生委員・児童委員の環境の整備…【P34】
- ②地域における支え合い・見守りの強化…【P34】
- ③地域福祉ネットワークの構築…【P34】

- ①福祉団体の活動場所の整備・活動支援…【P36】
- ②社会福祉法人による地域における公益的な取り組みへの支援…【P36】

- ① 地域住民の防災意識の高揚…【P37】
- ② 自主防災組織(自治会)などの活動支援…【P37】
- ③ 避難行動要支援者の支援の充実…【P37】

- ①相談窓口・情報提供の充実…【P38】
- ②一体的な支援体制の構築…【P38】
- ③生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進…【P38】

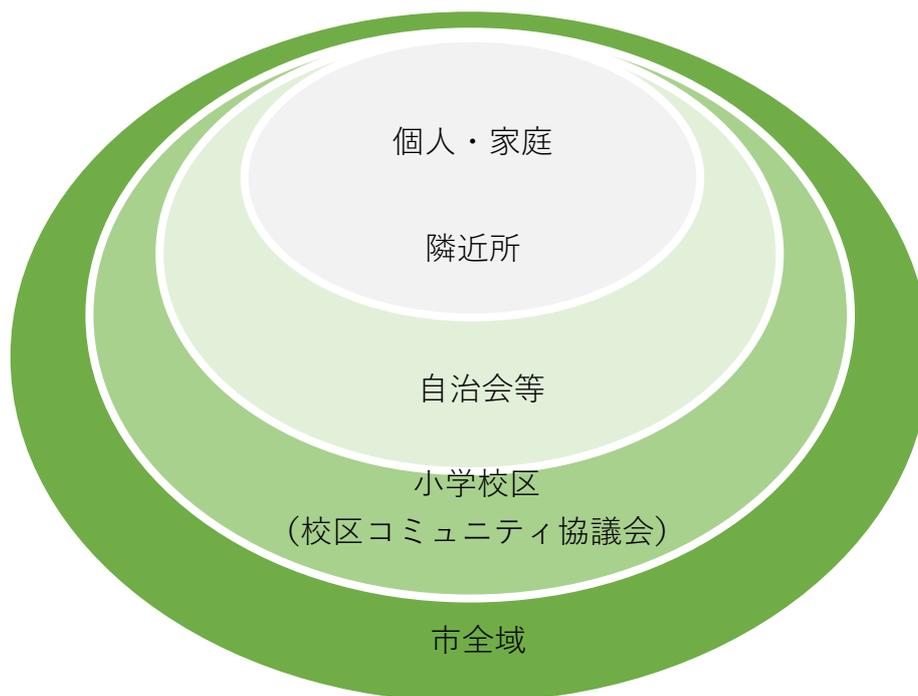
- ①権利擁護のための支援の充実…【P39】
- ②差別・虐待・暴力の防止…【P39】

再犯防止推進計画…【P40】

第4 地域福祉計画の圏域の考え方

この計画では、4つの段階的な圏域を福祉圏域として捉え、各圏域での役割を明確にしなが、相互に機能強化を図ることにより、地域福祉を重層的に機能させて、地域福祉を推進します。

■重層的な地域福祉圏域のイメージ図



圏域	考え方や施策の取り組み例
個人・家庭	身近な地域のことに関心をもち、助け合い、支え合う福祉の意識醸成
隣近所	近所づきあいを通して、近隣住民の見守り活動
自治会等	自治会等組織による身近な困りごとへの支援や見守り活動
小学校区	校区住民への福祉活動の啓発、情報発信。交流の場づくり 福祉課題を話し合う機会を設け、課題を解決する仕組みづくり
市全域	市民の地域福祉への関心が高まるよう、様々な媒体を通して情報発信、啓発地域課題から必要な支援策の検討

第4章 施策の展開

基本目標1 地域を「知り」「学ぶ」機会の充実

(1) 地域福祉活動の普及・啓発

地域福祉活動の普及・啓発を図るためには、誰もが情報を簡単に入手することができ、気軽に参加できるきっかけ作りが重要です。市民一人ひとりの状況に応じた情報提供や機会の創出により、誰もが地域へ目を向け、地域づくりへの関心が高まるように、普及・啓発活動に取り組みます。

施策の展開

① 地域福祉活動の積極的な情報発信

地域の福祉活動に関する情報を、より多くの地域住民に行き届けるため、広報紙のほかホームページやSNS*など各種広報媒体を効果的に活用し、積極的な情報発信に努めます。

② 地域福祉に関する意識の高揚

誰もが気軽に地域福祉活動に参加するためには、市民一人ひとりの状況に応じたきっかけづくりを行うことが重要です。

多くの人に地域福祉に関心をもってもらうため、「社会福祉大会」を開催するなどさまざまな機会を通じて、地域福祉に関する意識の高揚を図ります。

③ 福祉教育の機会の提供

教育委員会と連携して、社会教育や学校教育の中で、福祉教育の機会を提案し、障がいや認知症、社会的孤立等に関する学びを通じて、地域や福祉を身近なものとして考える機会を提供します。

◆施策推進のためにできること

市民・家庭では

- 広報紙をはじめとした、さまざまな媒体から福祉情報を入手しましょう
- 地域福祉に関する講座やイベント等へ参加しましょう
- 学校等で学んだ福祉の知識・体験の実践しましょう

地域・団体では

- 地域福祉に関するイベント開催への協力をしましょう
- 学校や企業、地域における福祉教育への協力をしましょう

(2) 地域福祉の担い手の育成・参加促進

地域における困りごとは年々多様化しており支援を必要とする方は増加しています。地域生活課題を地域で考え、解決していくためには、地域の担い手として関わることが重要になります。そのために、住民一人ひとりの地域に対する意識を高めるとともに、ボランティアに関心のある住民が気軽に参加できるきっかけや仕組みづくりに取り組み、地域福祉の担い手の育成を進めます。

施策の展開

① 地域福祉を支える担い手の確保・育成・発掘

地域の関係団体と連携し、地域福祉を担う人材の育成や専門的な福祉人材確保に向けた取り組みを支援します。また、介護や障がい、子育てなどに関する養成講座の開催等を通じて地域福祉を支える担い手の育成・発掘に努めます。

② ボランティア活動の普及・啓発

潜在的なボランティア活動への参加意向を引き出すために、社会福祉協議会と連携し、ボランティアに関する情報の紹介、研修機会、相談窓口などの充実を図ります。また、幼少時からのボランティア活動に触れる機会をつくり、将来の担い手づくりを推進します。

③ 地域福祉を学び、体験する機会の提供

地域を知り郷土に誇りを持ち、心身ともに健全な子どもが育つために、ふるさと学寮や各種体験活動などの各地域における体験、学習機会の提供に対する支援を行います。

◆施策推進のためにできること

市民・家庭では

- 自治会や地域活動団体等、自分ができそうな活動へ参加しましょう
- 友人・知人と一緒にボランティアが開催するイベント等へ参加しましょう
- 郷土の歴史を知り、次世代に引き継いでいきましょう

地域・団体では

- 地域や団体で行っている活動の情報発信をしましょう
- 公共施設や助成金等を効果的に活用しましょう

基本目標2 お互いが見守り、支え合い、つながる地域づくり

(1) 地域における交流の促進

世代を超えた地域の課題解決のためには、多世代で交流し、豊かな人間関係を築くことが重要です。そのために、子育て世代の親、高齢者、障がいのある人など、様々な人が気軽に立ち寄れるような場づくりを住民主体で築いていけるよう支援します。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から「新しい生活様式」に対応していくことが求められます。交流の場についても、関係者一人ひとりが基本的な感染対策を実践していけるよう、情報提供など各種支援を進めていきます。

施策の展開

① 顔の見える関係づくりの推進

地域の近所づきあいや助け合いが希薄化する中、外出時でのあいさつ、簡単な言葉の取り交わしなど、日々の暮らしの中でお互いを知る機会を作ることが大切です。

身近な地域でできるだけ多くの人がお互いに顔見知りになれるよう、地域での交流の場の創出など、顔の見える関係づくりへの取り組みを進めていきます。

② 気軽に集える場づくりに向けた支援

住民が主体的に活動する場で集い、交流することにより、引きこもりの予防や子育てに関する不安の解消、情報交換の場としての効果が期待されます。住民の主体的なサロン*活動などを通じて、地域住民が主体的に地域課題を把握し、解決に向けた取り組みへの支援を行います。

◆施策推進のためにできること

市民・家庭では	地域・団体では
<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所とのあいさつや日頃からの声かけをしましょう ●自治会に加入しましょう ●地域福祉に関する講座やイベント等へ参加しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ●気軽に集える場・拠点づくりを進め、地域の課題を集約し、解決できる場所になるよう取り組みましょう ●地域のサロン活動などに参加しやすい環境づくりをしましょう

(2) 地域福祉の基盤づくりとネットワークの強化

近所づきあいの希薄化など、人と人がつながりにくい状況がみられ、人と人がつながるための基盤づくりや、ネットワークづくりが必要となっています。地域生活課題を地域で考え、解決していくための仕組みづくりを推進します。

施策の展開

① 民生委員・児童委員の環境の整備

民生委員・児童委員は、子育て中の親、高齢者、障がい者などから、様々な相談を受け、必要に応じて関係機関につなぐなど、地域福祉を支える人材として非常に重要な役割を担っている存在です。それゆえに、活動内容は多岐にわたることから、その負担は大きい状況にあるため、負担軽減や活動しやすい環境の充実を支援します。併せて、全国的な傾向で本市でも深刻化している民生委員・児童委員のなり手不足の解消に取り組みます。

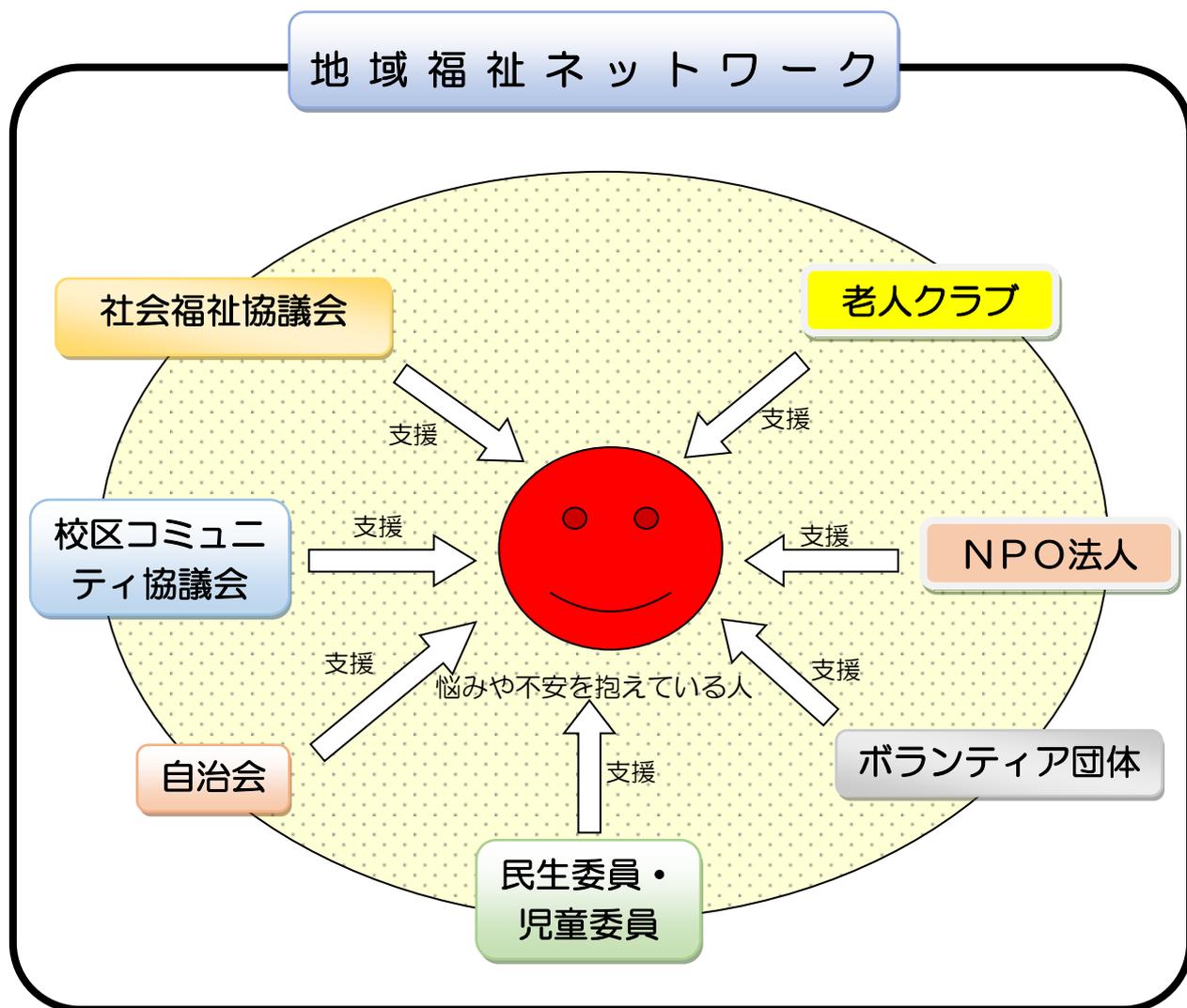
② 地域における支え合い・見守りの強化

社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター※、基幹相談支援センター※をはじめ、地域団体、関係機関等の連携を促し、地域における支え合い・見守りをより一層推進していきます。

③ 地域福祉ネットワークの構築

支え合う地域づくりを推進するため、社会福祉協議会やコミュニティ協議会、自治会などの活動を支援するとともに地域福祉ネットワークにおける福祉活動の充実を図ります。また、地域住民にとって最も身近な自治会の加入を促進します。

地域福祉ネットワークのイメージ図



◆施策推進のためにできること

市民・家庭では

- 地域の民生委員・児童委員を把握しましょう
- 自治会に加入しましょう

地域・団体では

- 支援を必要とする人を地域で支え合いましょ
- 日頃から悩みや不安を抱えている人がいないか気を配りましょ

(3) 福祉団体等の活動支援

地域の課題が多様化・複雑化する中、地域で福祉分野の活動をする団体は、住民に身近な地域団体として、住みやすいまちづくりのための様々な活動を行っています。今後も、団体活動が継続、さらに発展できるよう、場の提供や運営等の活動を支援していきます。また、各団体の活動が地域の福祉ニーズに幅広く対応できるように、様々な活動主体の連携を支援していきます。

施策の展開

① 福祉団体の活動場所の整備・活動支援

様々な福祉団体の活動がさらに発展できるよう、地域福祉活動の場を確保し、活動の活性化につなげます。また、福祉団体の活動を推進するため環境整備に取り組み、福祉団体が継続的に活動できるよう、意見交換を行い課題の共有を図る等の支援を行います。

② 社会福祉法人による地域における公益的な取り組みへの支援

社会福祉法人^{*}の公益性・非営利性を踏まえ、地域における公益的な取り組みとして様々な地域生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことが期待されています。市内の社会福祉法人と連携を図り、福祉ニーズに応じた活動を支援するとともに、事業の健全性の確保を図る観点から、指導監査を適宜実施します。

◆施策推進のためにできること

市民・家庭では

- 自治会や地域活動団体等、自分ができそうな活動へ参加しましょう

地域・団体では

- 福祉団体間で、協力して意見交換を行い課題の共有を図りましょう
- 社会福祉法人は、「地域における公益的な取り組み」を通じて地域と連携しましょう

(4) 災害時に備えた地域づくりの推進

災害時に避難行動要支援者*の安否確認や避難支援を迅速に進めるためには、地域の助け合いが重要です。災害時・緊急時に住民同士が支え合えるよう、地域における防災意識を高める取り組みや防災訓練を進めるとともに、各地域における避難支援体制を強化します。

施策の展開

① 地域住民の防災意識の高揚

広報紙などを活用した防災に関する知識の普及啓発やハザードマップを配布し平時から市民の防災意識の高揚を図ります。

② 自主防災組織(自治会)などの活動支援

災害が発生したときに被害の拡大を防ぐため、地域住民が自主的に協力できるよう防災訓練などの活動支援を行います。

③ 避難行動要支援者の支援の充実

災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者の個別支援計画*の整備を図ります。

◆施策推進のためにできること

市民・家庭では	地域・団体では
<ul style="list-style-type: none"> ●日頃から防災に対する意識を高めましょう ●地域の自主防災組織の活動に協力しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年避難訓練を行いましょう ●日頃の地域活動を通して、災害時における要支援者の把握に努めましょう ●災害時避難行動要支援者個別計画を作成しましょう

基本目標3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

(1) 包括的な相談・支援体制の強化(重層的な支援体制の構築)

地域住民の問題は複雑化・複合化しており、分野ごとの縦割りの対応では、解決できなくなっています。そのため医療や保健、まちづくり、産業、環境、教育等といった個別分野を超えた包括的な相談・支援体制の整備をより一層努めます。

さらに、長期にわたりひきこもりの状態にある人やダブルケア、ヤングケアラーなど、顕在化しにくい課題を抱えている人を早期に見つけ、必要な支援につなげる仕組みづくりや必要な情報の提供や相談等が行える場づくり等を推進します。

施策の展開

① 相談窓口・情報提供の充実

地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応していくため、包括的に相談を受け止める体制の充実と地域性に配慮した情報発信に努めるとともに、障がい者、高齢者、子ども、生活困窮など各福祉分野の相談支援機関の連携強化を図ります。

② 一体的な支援体制の構築

相談、参加支援及び地域づくりに向けた3つの支援を一体的に実施し、属性を問わない包括的な支援体制の構築を目指します。

特に、制度の狭間で支援が行き届かない人、身寄りのない人、地域社会から孤立している人などへの対応として、多世代交流や多様な活躍の場を提供できるように、多様な機関と連動した支援ができるよう進めていきます。

③ 生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進

生活困窮者等に対して、あらゆる困りごとを幅広く受けながら、庁内関係部署の連携等による支援の充実を図るとともに、地域の関係機関等とのネットワークを強化し、包括的な支援を進めていきます。

◆施策推進のためにできること

市民・家庭では

- 悩みや不安があるときは一人で抱え込まず、相談しましょう
- 必要な時のために、どのような窓口があるか確認しましょう

地域・団体では

- 気軽に相談できる体制づくりに取り組みましょう
- 利用者にわかりやすいサービス内容の説明に取り組みましょう

(2) 権利擁護※の推進と差別・虐待・暴力の防止

日常生活を送る上で、十分な判断ができない方が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を実現するよう努めます。また、障がいを理由とする差別の解消と虐待防止のほか、児童や高齢者の虐待防止、男女共同参画の推進及び配偶者等からの暴力の防止に努めます。

施策の展開

① 権利擁護のための支援の充実

認知症や障がいなどの理由で、日常生活における意思決定や、判断を行うことに困難を抱える人に対しては、本人の意思決定を尊重し、その意思決定を支援する取り組みが必要です。意思決定を尊重し、その決定を支援する体制が整備されるために、地域の支援者等への普及啓発を進めるとともに、必要に応じて成年後見センター※を利用できるように、本人や家族へ制度の周知など利用促進を進めます。

② 差別・虐待・暴力の防止

障がいを理由とする差別の解消と虐待の防止に向けて、基幹相談支援センターにおいて、アウトリーチ※による相談支援の充実などに努めます。

子どもや高齢者への虐待を防止するため、医療、保健、教育、警察、その他の専門機関を含めた虐待防止のネットワークを構築し、虐待の未然防止と早期発見、早期対応に取り組みます。

男女共同参画の推進を図るほか、DV※の予防啓発やDV被害者支援を行い、配偶者等からの暴力の予防と根絶に努めます。

◆施策推進のためにできること

市民・家庭では

- お互いの権利を尊重し、思いやる心を持ちましょう
- 虐待の疑いがある場合は、ためらわず、児童相談所、警察、市役所などに相談しましょう

地域・団体では

- 支援を必要とする人を地域で支え合いましょ
- 男女共同参画の視点を持ちあらゆる場への男女共同参画の浸透を図りましょ

(3)再犯防止の支援(再犯防止推進計画)

全国の刑法犯検挙者数は減少傾向にあるものの、再犯率は上昇傾向にあります。今後とも安心して安全な地域社会を構築するためには、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止の推進が重要となっています。

また、犯罪をした人等の多くが、定職や住居を確保できない等のために社会復帰が困難となっていることから、社会で孤立することなく地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援する再犯防止のための施策を、計画的に推進することが必要となっています。

このような中、平成28年度に再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が施行され、第8条第1項において、「都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されており、市町村における「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることとされました。

本市でも、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組みます。なお、下記施策項目をもって、再犯防止推進法第8条に基づく「伊佐市再犯防止推進計画」として位置づけます。

施策項目

① 就労・住居の確保等

障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携し、犯罪をした人等の特性に応じ、幅広い就労支援に努めます。

また、生活困窮者自立相談窓口において、住居の確保に向けた相談支援を行います。

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

犯罪をした人等のうち生活困窮者や障がい者等の福祉的支援が必要な人に対して、適切な保健医療・福祉サービスへつなげます。

③ 学校等と連携した修学支援の実施等

小中学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー※を通して、様々な悩みを抱える児童生徒・保護者に対して適切に相談支援を行います。

また、各学校と連携して児童・生徒に「社会を明るくする運動※」への参加を促すとともに、学校における人権学習を通して犯罪・再犯防止に関する理解の促進を図ります。

④ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

更生保護活動を行っている保護司*会、更正保護女性会等の活動を支援します。
また、保護司会等と協力して「社会を明るくする運動」の推進を図るとともに、
広報紙等による更生保護の啓発や保護司など民間ボランティア募集の呼びかけに
対する協力を努めます。

⑤ 国・民間団体等との連携強化等

法務省矯正管区や保護観察所等の国の関係機関、鹿児島県、保護司会や更生保
護女性会等の民間ボランティア団体との連携を図り、再犯防止の推進のため、必
要な情報の収集等に努めます。

◆施策推進のためにできること

市民・家庭では	地域・団体では
<ul style="list-style-type: none"> ●地域の更生保護活動を理解し、支援しましょ う。 ●犯罪をした人等の生きづらさの背景を理 解し、立ち直りをあたたかく見守りまし ょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ●非行防止や犯罪予防啓発のために「社会 を明るくする運動」を推進しましょ う。 ●保護司・更生保護女性会等の更生保護活 動を応援しましょ う。

第5章 計画の推進

第1 各主体の役割

地域福祉は、市民をはじめ自治会や地域で活動する福祉関係団体が担い手となって推進されます。それぞれの担い手には、以下の役割が期待されています。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが、福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の一員であることの自覚を持ち、地域福祉の担い手として自らボランティアなどの社会貢献活動に積極的かつ主体的に参加したり（自助）、自治会や校区コミュニティ協議会、隣近所などと協働しながら（共助）目標に向かって取り組んでいくことが求められます。

(2) 保健福祉事業所、ボランティア団体などの役割

保健福祉サービスの提供者・協力者として、サービスの提供及び参加、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが求められます。また、地域福祉ニーズに基づく新たなサービスや住民福祉への参加の支援や、福祉のまちづくりの参画に努めることが求められます。

(3) 社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進することを目的として設置されている社会福祉協議会は、地域の実情を把握し、住民と共に地域課題に取り組む組織です。

地域で支えあう「共助」の地域福祉社会を形成するため、その行動計画である「地域福祉活動計画」を策定し、これに基づく福祉意識の啓発、人材育成、地域福祉ネットワークの構築、ボランティア活動、相談事業の推進、地域の実情に応じたサービスや支援などを、さらに地域に密着して行う必要があります。

(4) 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるだけでなく、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い法人です。高齢者、障がい者、子ども、生活困窮世帯等への支援など、「地域における公益的な取り組み」を通じて地域と連携することにより、地域社会に積極的に貢献していくことが求められます。

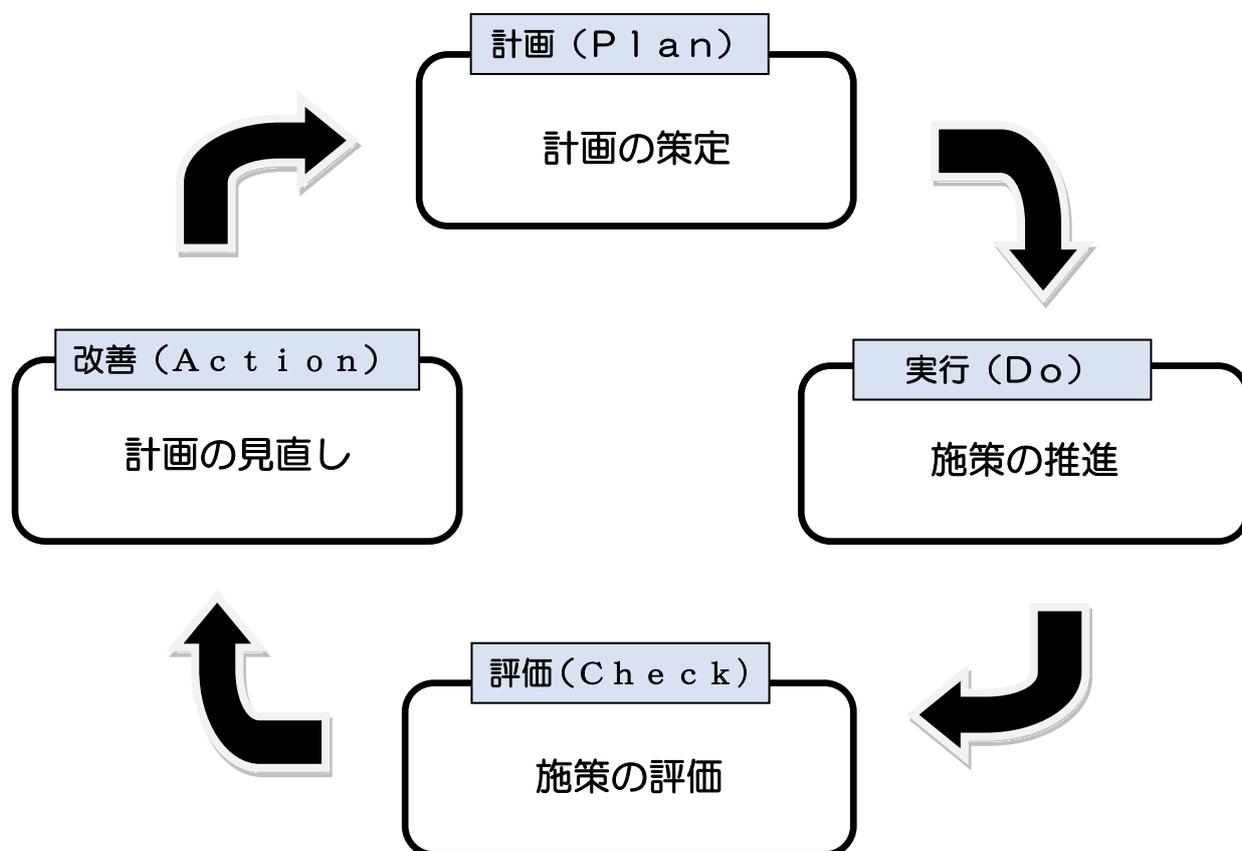
(5) 行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する「公助」としての責務があります。それを果たすために、地域福祉を推進する社会福祉協議会や関係団体等と相互に連携、協働を図るとともに、地域福祉活動への住民参加の促進や、地域福祉ネットワークづくりに関する支援や情報提供に努めます。

第2 計画の推進及び進行管理

本計画の推進及び進行管理を行う機関として、伊佐市地域福祉計画推進委員会に報告し、進捗状況を評価したうえで、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しを行います。

なお、評価については、PDCAサイクル*の考え方に従って進行管理を行い、継続的な評価・改善を行うことにより、計画を推進し、次期計画へとつなげていきます。



資 料 編

第 1 第 3 期伊佐市地域福祉計画策定の経過

●伊佐市地域福祉計画推進委員会

回	開催日	主な内容
第 1 回	6月 30 日	・第 3 期地域福祉計画策定の趣旨等
第 2 回	2月 7 日	・アンケート調査結果 ・第 3 期地域福祉計画（素案）
第 3 回 （予定）	3月 17 日	・パブリックコメント手続きの実施結果 ・第 3 期地域福祉計画（案）

●市民アンケート

実施時期：令和 4 年 8 月

対 象 者：18 歳以上の市民 1,000 人（無作為抽出）

回答者数：406 人

●民生委員・児童委員アンケート

実施時期：令和 4 年 9 月

対 象 者：民生委員・児童委員 95 人

回答者数：66 人

●第 5 期伊佐市地域福祉計画（素案）に係るパブリックコメント手続き

実施時期：令和 5 年 2 月 9 日（木）～令和 5 年 3 月 10 日（金）30 日間

意見の提出者数（件数）： 人（ 件）

第2 伊佐市地域福祉計画推進委員会設置要綱

○伊佐市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成 23 年 6 月 6 日

告示第 90 号

改正 平成 26 年 3 月 25 日告示第 42 号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づき、地域住民の保健福祉の推進に関する施策の総合的計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定及びその計画的な推進を図ることを目的として、伊佐市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の調査研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (3) 地域福祉計画の進行管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉計画の策定及び進行管理に当たっての必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 30 人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療機関の代表
- (3) 福祉施設及び団体等の代表
- (4) 地域団体の代表
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

2 委員の任期は、委嘱した日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(成果の報告)

第7条 委員長は、委員会の所掌事項に係る成果等が取りまとめられたときは、遅滞なくこれを市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日告示第42号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

第3 伊佐市地域福祉計画推進委員会名簿

番号	所属機関	役職等	氏名	選出区分
1	伊佐市教育委員会	教育委員	ナガノ 野 治 <small>オサム</small>	第4条第1項第1号
2	伊佐市校長会	南永小学校 校長	ミヤザキ 宮崎 みどり	第4条第1項第1号
3	伊佐市医師会	会 長	ミズマ 水間 良裕 <small>ヨシヒロ</small>	第4条第1項第2号
4	伊佐市社会福祉協議会	会 長	ノムラ 野村 治男 <small>ハルオ</small>	第4条第1項第3号
5	社会福祉法人 隼仁会	事務 長	イケタ 池畑 和樹 <small>カズキ</small>	第4条第1項第3号
6	社会福祉法人 慈和会	事務局 長	ウチヤマ 内山 和行 <small>カズ ユキ</small>	第4条第1項第3号
7	社会福祉法人 大一会	施 設 長	アリマ 有馬 修美 <small>オサ ミ</small>	第4条第1項第3号
8	伊佐市保育連合会	会 長	シロヤ 尻屋 俊一 <small>シュンイチ</small>	第4条第1項第3号
9	伊佐市民生委員児童委員協議会	会 長	ウト 宇都 栄一 <small>エイイチ</small>	第4条第1項第3号
10	伊佐市身体障害者協会	会 長	ソヤマ 曾山 達忠 <small>タツ</small>	第4条第1項第3号
11	伊佐市母子寡婦福祉会	会 長	コジマ 児島 良子 <small>ヨシコ</small>	第4条第1項第3号
12	伊佐市コミュニティ連絡協議会	会 長	イシハラ 石原 昭紀 <small>アキノリ</small>	第4条第1項第4号
13	伊佐市老人クラブ連合会	会 長	カ岡 本 竹武雄 <small>タケオ</small>	第4条第1項第4号
14	伊佐市シルバー人材センター	常務理事	ヤマシタ 山下 和弘 <small>カズヒロ</small>	第4条第1項第4号
15	伊佐市PTA連絡協議会	会 長	ハラグチ 原口 義広 <small>ヨシヒロ</small>	第4条第1項第4号
16	始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部	大口支所 支所長代理	マスタ 増田 百合香 <small>ユリカ</small>	第4条第1項第5号
17	伊佐湧水警察署	生活安全刑事課 課 長	サノ 佐野 正吾 <small>ショウゴ</small>	第4条第1項第5号
18	総務課	課 長	マエダ 前田 健二 <small>ケンジ</small>	第4条第1項第6号
19	企画政策課	課 長	オツカ 大塚 慎一 <small>シンイチ</small>	第4条第1項第6号
20	市民課	課 長	モリ 森 佳子 <small>ヨシコ</small>	第4条第1項第6号
21	こども課	課 長	ナガサト 長里 達忠 <small>タツ ヒロ</small>	第4条第1項第6号
22	保健課	課 長	ナガハマ 長浜 哲郎 <small>テツロウ</small>	第4条第1項第6号
23	長寿介護課	課 長	ニシ 西 直樹 <small>ナオキ</small>	第4条第1項第6号

第4 用語解説

あ行

アウトリーチ

アウトリーチは直訳すると「外に手を伸ばす」ことを意味する。福祉分野では、支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届ける取り組み。

SDGs

「Sustainable Development Goals／持続可能な開発目標」の略。2015年9月の国連サミットで採択され2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。

SNS

「Social Networking Service」の略。インターネット上で、個人同士が繋がれるような場所を提供しているサービスの総称。代表的なSNSとして、LINE・Twitter・Instagram・Facebook等が挙げられる。

NPO

Non Profit Organizationの略。「民間非営利組織」として利益配分をしない組織（団体）のこと。商業を目的としない公益活動に取り組み、その活動分野としては福祉や社会教育、まちづくり、文化芸術・スポーツ振興、国際協力等多方面にわたる。

か行

基幹相談支援センター

地域の障がい福祉に関する相談・支援の中核的役割を担う機関。障がいのある人やその家族のための総合相談窓口として、社会にと

けこみ自立した生活を送れるように必要な援助や情報提供を行っている。

合計特殊出生率

「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利を擁護したり、ニーズ表明を支援し代弁したりすること。

個別支援計画

平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意された方について、災害時に迅速かつ適切な避難支援ができるように作成する計画。

さ行

災害ボランティアセンター

災害ボランティアの受け入れ窓口となり、被災地でのボランティア活動を支援する臨時の組織。

サロン

誰もが参加でき、さまざまな世代の人達が集まり、共同で企画を行い運営していく仲間づくり、居場所づくりをする交流の場。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき設置される、民間の社

会福祉活動を推進することを目的とした民間組織。都道府県や政令指定都市、市区町村を単位に設置されており、住民の多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえて、地域のボランティアと協力しながら独自の事業に取り組んでいる。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁の認可を受けて設立される法人。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。

成年後見センター

成年後見制度や、権利擁護に関する相談に応じ、成年後見制度の代行手続きや支援、関係機関の紹介なども行う機関。

た行

ダブルケア

同時期に介護と育児の両方に直面すること。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域包括ケアシステム

可能な限り住み慣れた地域において継続して住み続けることができるよう、ニーズに応じた住宅が提供されることを前提に、医療、介護、予防、見守りなどの多様な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供されていく体制のこと。

地域包括支援センター

保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関。

DV

Domestic Violence の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力（大声で怒鳴る、無視するなど）、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、性的暴力（性的行為を強要する、避妊に協力しないなど）など多岐にわたる。

は行

8050 問題

80代の親とひきこもり状態にある50代の

子どもが同居する世帯が抱えるさまざまな問題。

パブリックコメント

行政がいろいろなテーマの計画を策定するにあたり、住民に計画内容を案として公表し、その計画案について寄せられた意見を考慮して、計画内容の決定を行うとともに、寄せられた意見とそれに対する行政の考え方を公表するもの。

ひきこもり

さまざまな要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。

PDCAサイクル

「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Action（改善）」の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する方のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方。

保護司

法務大臣から委嘱を受けて、社会奉仕の精神をもって、犯罪を犯した人の改善及び更生を手助けするとともに、犯罪の予防に努めるための社会活動を行う民間のボランティア。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員は厚生労働大臣から委嘱を受けて、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、子どもたちの見守りや子育て相談・支援等を行う児童委員を兼ねている。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。